吐蕃王朝大蔵経編纂事業考¹ (1)

- 『二巻本訳語釈』と『翻訳名義大集』 -

西沢 史仁

序

ティソン・デツェン王(Khri srong Ide btsan, 742-797, 在位 754-797²)の時代に 仏教が吐蕃王朝の国教として定められたことを契機として, チベットにおいて仏教の本格的導入が始まったことは夙に知られるところである. 仏典翻訳は吐蕃王室の全面的な庇護の上に国家的事業として遂行され, 実り豊かな果報を齎すことになった. その成果を如実に示すものが, 膨大な分量の翻訳仏典コレクションであるチベット大蔵経であり, それを一覧に纏めた大蔵経目録である. この大蔵経目録に関しては, 史書によれば, 教法前伝期(bstan pa snga dar)には三つの大蔵経目録が編纂されたと伝えられている. 即ち, 『デンカルマ/レンカルマ目録』(dKar chag lDan/lHan dkar ma, 以下, 『デンカルマ目録』と呼称), 『パンタンマ目録』(dKar chag 'Phang thang ma), 『チンプマ目録』(dKar chag mChims phu ma)の三つである.

この三つの目録のうち、『デンカルマ目録』は、唯一現行のチベット大蔵経テンギュル部に収録されており³、その内容は、既に先学により紹介され、研究が積み重ねられてきた、特にその編纂年代を巡っては、内外の諸学者により多くの議論が

¹ 本稿は、元来、『二巻本訳語釈』や『翻訳名義大集』の他にも、『パンタンマ目録』と『デンカルマ目録』をも扱う予定で執筆されたものだが、分量が多くなったので、分割して公表することにした。既に残りの部分の執筆はほぼ完了しており、機会を得次第、順次に公表する予定である。なお文中では、先学の諸先生方への敬称は一律省略しているが、これは単に便宜上の処置であるので、その旨併せてご了承頂きたい。

² 吐蕃王朝の歴代国王 (btsan po, 贊普)の年代については、先学により種々の解釈が提示されているが、佐藤長が一連の中国資料に依拠して堅実な年代考証を行っている。同氏による吐蕃期の年表は、佐藤 1959 pp. 828-841、王統表と宰相表は、同書 pp. 822-827 を参照. L. Petech, G. Tucci, H. E. Richardson らにより提示された一連の年代も、同書 p. 578f.に纏められており、利便の用に供されている。これに対して、山口瑞鳳により再考証された吐蕃期の年表が、山口 1978、pp. 22-24に、王統表が、山口 1988、p. 27 に提示されている。両者の間には多少解釈の違いは見られるが、本稿では、原則的に、佐藤 1959 に見られる年代に従っておく。

 $^{^3}$ 『デンカルマ目録』の書誌情報は以下の通りである:北京版(P 5851)cho 352b5-373a8; デルゲ版(D 4364)jo 294b6-310a7; ナルタン版 cho 337b6-357a5; チョーネ版 jo 299b7-315a7; 金写版 cho 433a-457a6.

Acta Tibetica et Buddhica 10: 83-141, 2017.

[©] Faculty of Buddhism, Minobusan University, JAPAN

展開されてきている。他方、残りの二つの目録は、その名前とごく僅かな断片的情 報のみ伝えられてきたほか,久しく散逸されたと考えられてきた.しかるに,近年, チベットのラサにある西蔵博物館(Bod ljongs rten rdzas bshams mdzod khang)に おいて『パンタンマ目録』が発見され、2003年に出版されたことを契機として、『パ ンタンマ目録』の内容が新たに開示された結果、一連の大蔵経目録成立年代に関す る従来の解釈に対して抜本的な見直しが必要となってきている⁴. さらに, 欽定訳 語集『二巻本訳語釈』(sGra sbyor bam po gnyis pa) についても, 新たに二つの古 写本が発見され、これもまた、同書に対する従来の解釈に見直しを迫るものである. 以上の状況を念頭において、本稿においては、吐蕃王朝による大蔵経編纂事業に焦 点を当てて、新出の『パンタンマ目録』のほか、『デンカルマ目録』及び『二巻本 訳語釈』を主資料(以下,根本三史料と呼称)として再検討を加えていきたい.こ の三つの史料を特に「根本三史料」と称するのは、吐蕃期の仏典翻訳や大蔵経の編 纂事情については、後代には正確な情報が伝承されておらず、この目録それ自体と 『二巻本訳語釈』の三史料が考証の根本に据えられるべき最も重要な基礎史料とな っているからである、本稿では、紙幅の関係上、その全てを論ずることは出来ない ので,大蔵経編纂事業の前段階としての仏典翻訳事業に焦点を当て,仏典翻訳に不 可離に関わっている『二巻本訳語釈』とその註釈対象である『翻訳名義大集』 (Mahā-vyutpatti) を資料として取り上げ、その内容と編纂事情を再検討すること を通じて、吐蕃期における大蔵経編纂事業の一局面に光を当てることにしたい.

『二巻本訳語釈』について

『二巻本訳語釈』は、『翻訳名義大集』の難語釈(pañjikā)として、その冒頭部に統一的翻訳規則が付された形でティデ・ソンツェン王(Khri lde srong btsan、在位 798-815)の欽命により定められた欽定訳語集である。その編纂年については、序文に、ティデ・ソンツェン王の時代の「午年(rta'i lo)」と明記されているが、そ

 $^{^4}$ 『パンタンマ目録』については、そのローマナイズテキストと、それに目録番号と註記、『デンカルマ目録』と『プトゥン目録』との対応表を付した川越 2005a と、その内容を解説した川越 2005b が公にされている。そのうち、川越 2005b では、『デンカルマ目録』をチベット最初の大蔵経目録とする従来の解釈に対して『パンタンマ目録』が先行する可能性が示唆され、これを受けて、筆者は、西沢 2011, $Vol.\ 1$, $pp.\ 58-64$ において、『デンカルマ目録』に対する『パンタンマ目録』の先行性を立証し、かつ、両目録の編纂年代について再考証を行った。それについては、稿を改めて検討する予定なので、委細は省略する.

れが、814年に同定されることは、後述するように、現代の一連の学者により共通して認められている。『デンカルマ目録』と『パンタンマ目録』の序文にも、その編纂年として、順に、「辰年('brug gi lo)」と「戌年(khyi lo)」という干支が明記されているが、それが何時に同定されるのか定かでないのに対して、この『二巻本訳語釈』の編纂年が814年に同定されることはほぼ疑いなく、この年代が、その両目録の編纂年を考証するに際して、一つの基軸となる。

この 814 年以前に翻訳された仏典は,原則的に,この『二巻本訳語釈』において 飲命により定められた翻訳規則と訳語に則り修正が加えられ,また,これ以降に翻 訳された仏典は,それに則り翻訳されたので,同書の制定はチベット訳仏典の質を 極めて高いものとすることに多大に寄与した.この仏典翻訳事業は,続くティツク・デツェン王(Khri gtsug lde btsan,在位 815-841)の時代にも引き継がれ,この両王の時代に,740 点余の仏典の大部分が翻訳されることになる.その原動力を担ったのは,ティデ・ソンツェン王の時代を中心に活躍したイェシェデ(Ye shes sde)と,ティツク・デツェン王の時代を中心に活躍したカワ・ペルツェク(sKa/Ka ba dpal brtsegs)とチョクロ・ルイギェルツェン(Cog ro klu'i rgyal mtshan)の三人,所謂,「カ・チョク・シャンの三人(sKa/Ka Cog Zhang gsum)」と称される三人の大校閱翻訳師であった.しかるに,この仏典翻訳事業は,842 年にランダルマ王(Glang dar ma 'u dum btsan,在位 841-8425)が暗殺されたことを契機として,吐蕃王朝が分裂した後は,王家の庇護を失い,急速に衰微していくことになった.

先行研究概観6

『二巻本訳語釈』に関する現代人による研究としては、その序文前半部をイタリア語に訳出した Ferrari 1944 と、それを踏まえ、序文と奥書き及び本文の一部分(冒頭の十七の単語)のドイツ語訳を公にした Simonsson 1957 を先駆的研究として挙げる必要がある。特に、後者は、デルゲ版を底本として、北京版と二本の敦煌写本の断簡(Pelliot 843, 845)、ペーマカルポ(Padma dkar po, 1527-1596)とダライラマ五世(Ngag dbang blo bzang rgya mtsho, 1617-1682)の仏教史及びデルゲ版カン

⁵ 佐藤 1959, p. 823 では、在位年を 841-846 年とするが、山口 1988, p. 27 に従う.

^{6 『}二巻本訳語釈』の先行研究については、既に、石川 1990, p. (8)f.に簡潔に纏められている. また、特にその成立時期については、山口 1979, pp. 13-16 や Uray 1989, pp. 11-16 に一連の先学の解釈が紹介され、批判的に検討されている.

ギュル目録の序文の引用を校合した校訂テキストも併せて提示しており,『二巻本 訳語釈』は、この Simonsson 1957 により本格的な研究の端緒が開かれたと言える.

他方, G. Tucci は、『二巻本訳語釈』の序文に見られる「午年(rta'i lo)」の年代 考証を行い、802年と814年の二つの可能性を提示した上で、802年はティデ・ソ ンツェン王が即位したばかりの政治的に不安定で多忙な時期であったので、その年 ではなく, その次の午年に当たる 814 年に同定した (Tucci 1950, p. 18). その年代 考証の基礎となるティデ・ソンツェン王の在位年は中国側の資料からかなり正確な ところが判明しており、その後の内外の一連の学者も、ごく一部の例外を除き、814 年説を取っているので⁷,この年代はほぼ定説として認められている.

但し、814年を『二巻本訳語釈』の成立年と見なすか、あるいは、編纂が開始さ れた年として, その成立年をそれより後に置くかで諸学者の間に解釈の相異が見ら れる. これは,『二巻本訳語釈』と『翻訳名義大集』との関係を如何に捉えるのか ということにも密接に関わっており、同書を巡る検討課題の一つとなっている.

古くは、A. Ferrari や G. Tucci は、『二巻本訳語釈』と『翻訳名義大集』を一緒く たに考える過ちを犯しており8,特に,Tucciは,『二巻本訳語釈』を「『翻訳名義 大集』の第二章 (the second chapter of MVP, cf. Tucci 1950, p. 11)」,『二巻本訳語釈』 の序文を、「『翻訳名義大集』第一章の奥書き (the colophon of the first chapter of MVP, cf. 同, p. 15)」と称している. 実際, Tucci は, 同書において, MVP という Mahā-vyutpatti の略称以外に sGra sbyor bam po gnyis pa という呼称すら使用して いない. そして, 814年に MVP - 即ち, 『二巻本訳語釈』と『翻訳名義大集』の 両者 ― の編纂が始まり、次のレルパチェン王、即ち、ティツク・デツェン王の時 代まで続いたと解釈している(同, p. 18). この Tucci の解釈は, 香川 1958 にも踏

⁷ Simonsson 1957, p. 240; 芳村 1958, p. 197; 香川 1958, p. 160; 山口 1978, p. 17; 原田 1979, p. 50; Uray 1989, p. 13; 石川 1990, p. (8); Panglung 1994, p. 161, Scherrer-Schaub 2002, p. 280; 『トゥン カル大辞典』p. 216 等参照. それ以外の説を取るものとして, 酒井 1955 がある. 同論文p. 2 に は、『二巻本訳語釈』序文に言及されるガルロク(Garlog)をアティシャ伝に言及されるガルロ クに結び付け,午年を 1029 年に比定しているが,山口 1979, p. 13 や Uray 1989, p. 13f.に批判さ れた.両氏が指摘するように、同書序文にはティデ・ソンツェン王が言及されているので、この 干支は吐蕃期に位置付ける必要があり、また、ガルロクは、トルコ系の一部族として、既に七世 紀初頭頃から史書に言及されているので、アティシャ伝に結びつける必要性は存在しない.さら に Uray 1989, p. 15f.では, 同じくこれを後伝期に立てる R.O. Miesezahl の解釈が批判されている. ⁸ Uray 1989, 4, n. 4 参照.そこでは,Ferrari と Tucci は,『二巻本訳語釈』の序文を『翻訳名義 大集』の奥書きと見なしたと表現されている. Tucci の解釈の問題点については, 山口 1979, p. 13f. にも同様の指摘がなされている.

襲され,814年は,『二巻本訳語釈』と『翻訳名義大集』の両方の編纂開始年と解釈された(香川1985,p.161).

これに対して,山口瑞鳳は,『翻訳名義大集』は,814 年に完本として編纂され, その難語釈に当たる『二巻本訳語釈』も同年に編纂されたという解釈を提示した(山 口 1978, p. 17). この山口の解釈に対しては, 原田覚は, 814 年が『二巻本訳語釈』 の編纂年であることは認めつつ、『翻訳名義大集』は同814年に編纂が開始され、 続くティツク・デツェン王の時代に増補された形で成立したとする解釈を提示した (原田 1979a, p. 50f.). この原田の解釈は、814 年を大集の編纂開始年と見なす点 では Tucci と共通するが、814年に『二巻本訳語釈』が成立したと見なす点では解 釈を異にしている.同氏は,続く,原田 1979b において,『二巻本訳語釈』の成立 に関して, さらに細かい考察を加え, 書名と巻数を示す序文末尾の一文と奥書きは, 敦煌写本に脱落しており,序文とは内容的な相異も認められるので,後代の付加で あると解し (原田 1979b, p. 10f.). また『二巻本訳語釈』の序文に言及されている 「目録(dkar chag)」を『二巻本訳語釈』それ自体に比定する解釈を提示した(同, p. 11). つまり, 原田は, 『二巻本訳語釈』が最初の訳語目録(訳語集) であり, 『翻 訳名義大集』はそれに増補を加える形で後に成立したと解釈するのである. そして, 『二巻本訳語釈』の奥書きに、『二巻本訳語釈』が大集の難語釈と記されているこ とについては、この奥書き自体が後代の付加であり、その奥書は、両著作の歴史的 前後関係を無視した形で記されたと解釈する(同, p. 11).

これに対して、山口は、『翻訳名義大集』の成立を『二巻本訳語釈』と同時ではなく、その少し前に成立していたと解釈の修正を加えた上で(山口 1979、p. 12)、『二巻本訳語釈』が大集の難語釈である以上、大集は『二巻本訳語釈』以前に成立していることが必要であり、『二巻本訳語釈』の序文中に言及された「目録」を『翻訳名義大集』に比定する解釈を提示した(同、p. 11). そして、『二巻本訳語釈』の成立に関する一連の解釈(酒井 1955; Tucci 1950; 香川 1968; 原田 1979a)を批判した、特に、大集の編纂を『二巻本訳語釈』の後に置き、奥書きを後代の付加と見なす原田の解釈に対しては、強い批判を加えている.

このように山口と原田の間には解釈の相異があり、激しい論争が展開されたが、 両者の一連の論考は、共に、『二巻本訳語釈』と『翻訳名義大集』の編纂事情を検 討する上で、基礎となる重要な研究であることは認める必要がある.原田 1979b は『二巻本訳語釈』の序文の部分訳を含み、『二巻本訳語釈』に引用された諸経論の一覧も提示されている(同, p. 51). 他方、山口 1979 では、同書の序文と奥書きの全訳が提示されており(同, pp. 2-9)、『二巻本訳語釈』に対する最初の纏まった日本語訳となっている.

他方、『二巻本訳語釈』と『翻訳名義大集』の内容対照については、既に酒井紫朗の先駆的な研究が公にされている(酒井 1955)。同論文は、年代考証には難を含むが、『二巻本訳語釈』はデルゲ版を、『翻訳名義大集』は、榊本を底本として、章目の対照表と用語の対照表の両者を提示しており、両著作の内容的対応関係を一目できるようにしている。

羽田野 1983 は、三種類の Vyutpatti 文献と『デンカルマ目録』に関する論考であるが、『二巻本訳語釈』については、特に年代考証は行っていないものの、大集は『二巻本訳語釈』に先行すると見なす解釈を提示している(同、p. 331f.). その点では上記の山口の解釈と一致するが、しかし、大集の増補を認め、その完成を『二巻本訳語釈』の後に置いているので、その点では原田の解釈と一致する. 但し、原田は大集の完成をティツク・デツェン王の時代に置くのに対して、羽田野はその点では明言を避けている点に違いが認められる. また、特に『二巻本訳語釈』の序文に引かれた密教経論の翻訳制限の箇所は、訳文を提示した上で、詳しく解説している(同、pp. 312-315). さらに、三種の Vyutpatti 文献のうち、唯一現存不明の小集については、大蔵経テンギュル部所収のカワ・ペルツェクの著作 Chos kyi rnam grangs (P5850/D4363) に比定する解釈を提示している(同、pp. 315-317).

Uray 1989 は、三種類の Vyutpatti 文献の年代について考察した論考であり、特に、一連のチベット史書から関連する諸情報を収集している点に特徴が見られる(同、pp. 4-11). 『二巻本訳語釈』の年代については、一連の先学の研究(Tucci 1950; 芳村 1958; 山口 1978; 1979)に従い、814年説を取っている(同, p. 12).

以上は、『二巻本訳語釈』の校訂テキストが出版される前の諸研究である。『二巻本訳語釈』全体の校訂テキスト及び全訳は、石川美恵により公にされた(順に、石川 1990; 1993)。同氏は、テキスト校訂に際して、一連の版本の他、二本の敦煌写本の断簡、同書の部分的校訂テキストを含む Simonsson 1957、二種類の『翻訳名義大集』の校訂テキスト(榊本と Ishihama/Fukuda 1989)等、当時利用可能なほぼ全ての資料を依用しており、また同書の全訳は、同氏により世界で始めて公にされた。

その意味で、石川 1990 と 1993 は、『二巻本訳語釈』の最も重要な基礎的研究の一つと見なされる。

この石川の校訂テキスト出版以後、『二巻本訳語釈』に関して、二つの重要な基礎資料が公にされた.一つは、ラダック地方のスピティ(Spiti)のタポ(Ta pho)寺から『二巻本訳語釈』とおぼしき二フォリオ分のウチェン書体の写本の断簡が発見されたことである.この写本については、Panglung 1994において報告され、同論文において、この断簡の影印と、序文のローマナイズテキストと英訳が公にされた.さらに、『二巻本訳語釈』のウメ書体の古写本(以下、ナルタン古写本と呼称)がデプン寺図書館のダライラマ五世のコレクションの中から発見され、それをウチェン書体に転写した活字本テキストが、『パンタンマ目録』のテキストと併せて、2003年に民族出版社から出版された.この活字本は、表紙、口絵、裏表紙に、同テキストの序文の一部や奥書きの全体の影印を掲載しており、部分的にではあるが、その写本を確認することが出来る.この二つのテキストは本稿でも取り上げ検討するので、委細は後述しよう.

このタポ写本を依用して、現行の『二巻本訳語釈』を分析した研究として、 Scherrer-Schaub 2002 が挙げられる。同論文では、特に両テキストの序文を取り上 げ、国家事業としての吐蕃期の仏典翻訳事業を論じている。

その後、現代のチベット人学者により、『二巻本訳語釈』の校訂テキストが出版された (Penpa 2011). しかし、石川校訂本 (石川 1990) や民族出版社本も参照しておらず、依用した版本もデルゲ版と金写版のみであるので、学術的なものとは認め難い.

『二巻本訳語釈』のテキスト — タポ写本断簡とナルタン古写本 —

『二巻本訳語釈』のテキストは、チベット大蔵経テンギュル部に収録されており、 全体の三分の一程の敦煌写本⁹も残存しているが、前述したように、既に先学により一連の版本と敦煌写本を校合した校訂テキスト及びその全訳も公にされているので、ここでその書誌情報の委細を繰り返すことはせず、新出資料のタポ写本断簡

⁹ Pelliot 845 と Pelliot 843 の二つがそれに当たる. 北京版のフォリオとの対応関係は, Pelliot 845 = P 3b3-13b5, 30b5-31b8; Pelliot 843 = P 6b7-7b1 である. Simonsson 1957, p. 239; 石川 1990, p. 10 参照. Pelliot 845 は, 序文末尾の部分(石川校訂本, p. 4.17-36; P 3b3-8)を含むが, その部分は, Scherrer-Schaub 2002, p. 325 にローマ字で転写されている.

とナルタン古写本について簡単に紹介するに留めておきたい.

タポ写本¹⁰は、スピティ(Spiti)のタポ(Ta pho)寺で発見されたもので、二フォリオの断簡が残されている。各紙葉の左側にチベット文字で ka と sha の文字が付されているが、これはフォリオ番号を示すもので、順に、第 1, 27 フォリオに当たる。ka の部分は、現行の『二巻本訳語釈』では、序文から本文の no. 3(tathāgata)(石川校訂本 pp. 1-7; P 1a-4b1.番号は石川校訂本による)まで、sha の部分は、no. 351(garūḍa)から no. 367(cāturmahārājakāyikāḥ)(同、pp. 111-115; P 33b-34b5)を含む。一フォリオ当り六行で記されたウチェン書体の写本であり、gi gu の逆字、da drag や ya 足字の付加等の古い書体を残している。本文の一部である sha の箇所には、現行の『二巻本訳語釈』のテキストと大きな異同は見出せず、項目の脱落も確認できないが、ka の序文の箇所は、現行の『二巻本訳語釈』のテキストよりも分量が極端に少なく、また内容的にも大きな異同が確認されるので、この断簡が本当に『二巻本訳語釈』の一写本であるのかということに対して根本的な疑問を投げかけている。この序文の箇所は、後で訳出し検討しよう。

他方、ナルタン古写本については、近年、ナルタン写本大蔵経の編纂を指揮したチョムデン・リクペーレルティ(bCom Idan rigs pa'i ral gri, 1227-1305、以下、リクレル)の弟子の一人であるギャンロワ・チャンチュプブム(rGyang ro ba byang chub 'bum)所蔵の古写本を底本としてツゥンパ・ナムチャク(bTsun pa gnam Icags)という人物が筆写したウメ書体の古写本がデプン寺図書館のダライラマ五世のコレクションの中から発見され、それをウチェン書体に転写したテキストが、上述の『パンタンマ目録』のテキストと併せて、2003年に民族出版社から出版された11(以下、民族出版社本と呼称)。

その校訂序文によれば、この写本は、ダライラマ五世の時代に同図書館所蔵の図書の整理がなされ目録が作成された際に、この写本には表題が付されていなかったので、その目録作成者が誤って、dkar chag ldan dkar ma bzhugs (『デンカルマ目録』で御座います)という表題を付けたものである(同, p. 69). 同本の表紙にその写本の表題が掲載されているが、そこには、表題の上部に赤字で phyi: la 344 という整

 $^{^{10}}$ タポ写本の断簡については、Panglung 1994、p. 3f.に解説がなされているほか、石川 2006、p. 36f.、n. 5 にも簡単に紹介されている.

¹¹ 同書の書誌情報は『二巻本訳語釈』民族出版社本 pp. 3f., 69 の校訂序文参照. このナルタン古 写本については,石川 2006 に既に紹介され,諸版本との異同についても論じられている.

理番号が付されている.これはデプン寺図書館で付けられた整理番号であり、その目録は『デプン古籍目録』として出版されている.但し、そこにはこの作品は記載されていない¹².

この古写本を所蔵していたギャンロワ・チャンチュプブムは、リクレルの下で、ナルタン写本大蔵経の編纂作業に実際に携わった人物として、ウパロセル・チャンチュプイェシェ(dBus pa blo gsal byang chub ye shes)と翻訳師ソナムウーセル(Lo tsā ba bsod nams 'od zer)とともに『青冊』において言及されている人物である¹³.彼らは、大蔵経を編纂するに際して、チベット各地から集められるだけの写本を収集したが、この写本はその中の一つであったことは疑いない。それを原本(phyi mo)としてツゥンパ・ナムチャクにより筆写された写本が今回発見されたテキストである。跋文¹⁴で、彼は原本とした写本を「昔の或る古写本(sngon gyi dpe rnying zhig)」と表現しているが、前伝期由来の可能性もある非常に古い写本と推定され、従来の諸版本にない新しい読みを示す箇所も見出されるので、『二巻本訳語釈』を読解する上でその資料的価値は極めて高い。

なお、このツゥンパ・ナムチャクについては残念ながら『青冊』には言及がなく 委細不明であるが、この写本がチャンチュプブムの手元にあったことを知る立場に あった人物であるところから、恐らくは、チャンチュプブムの弟子筋の人物であっ たと推定される。チャンチュプブムの下でナルタン写本大蔵経編纂の実務に携わっ ていた可能性もあるが、憶測の域を出ない。もしこの考証が妥当であれば、十三世 紀頃の人物であるが、この人物の身元については今後の検討課題として残しておく。

ナルタン古写本に見られるテキスト構成上の特徴

このナルタン古写本には、従来の一連の版本とは異なる特徴が何点か見られる. ここでは、その表題・序文・奥書きに見られる顕著な相異点を指摘しておきたい¹⁵.

13 『青冊』p. 411 (Roerich 1947, p. 338) 参照.

sku gzugs lus 'gyur mi snang yang// lo pan yon mchod mkhas pa yi//

bka' drin rjes dran gzhan dag la'ang// phan phyir bris la 'gal ba ci//

bstan pa la dad pa rnams kyis shind tu dkon pa'i dpe 'di 'dri bar rigs so//(ナルタン古写本 80a6-9; 民族出版社本 p. 205)

^{12 『}デプン古籍目録』下巻 p. 1646 参照.

¹⁴ 跋文の転写: sngon gyi dpe rnying zhig slob dpon mkhas pa rGyang ro ba byang chub 'bum gyi phyag tu byon pa la phyi mo bgyis nas bTsun pa gnam lcags kyis bris pa'o//

¹⁵ 石川 2006, p. 35f.には、ナルタン古写本と他の諸版本との異同について言及が為されており、

まず第一点は、先にも触れたように、この写本には表題が欠落していることである。一連の版本のうち、北京版にも表題がないので、このことは、単に表題部分の 紙葉が紛失したのではなく、このテキストには最初から表題が付いていなかったことを示唆している。

第二点は、この写本には、表題のみならず、テンギュル所収の一連の版本においてテキスト冒頭部に置かれた帰敬文と巻数を示す以下の一文もまた欠落していることである.

namo buddhāya// bam po dang po/「仏陀に帰依します.第一巻.」

仏典では、テキスト冒頭部に帰敬文ないし帰敬偈が置かれるのが通常の形式であ り、『二巻本訳語釈』の一連の版本はその形式に則ったものであるが、ナルタン古 写本には、この帰敬文がない.これについては、(1)この帰敬文は本来あったもの で、ナルタン古写本にはそれが単に脱落しているに過ぎないか、あるいは、(2)こ の帰敬文は本来テキストになく、後代に補足されたものかの何れかの可能性が考え られる. これに関連して注目すべきは, 同じくテンギュル所収の『デンカルマ目録』 には,その冒頭部に,「一切智者に帰依します(thams cad mkhyen pa la phyag 'tshal lo//)」という帰敬文が見出されるのに対して, テンギュル未所収の『パンタンマ目 録』では、帰敬文が見出されないことである、このことは、これらのテキストが、 元々仏典として記されたものでないことを示唆している.元来、仏典であれば、形 式上、冒頭部に帰敬文が挙げられるのが原則であり、そのことは、吐蕃期に翻訳さ れた一連の仏典に既に確認されるところである。しかるに、この三作品は、大蔵経 目録や訳語集に過ぎず、仏典とは見なし難い、それ故、当初は帰敬文は付されてい なかった、しかるに、後代、『二巻本訳語釈』と『デンカルマ目録』が大蔵経に収 録される際に、一般的な仏典の形式に則って、帰敬文が後から付加されたと考えら れる.『デンカルマ目録』に関しては、前伝期に遡る古写本が見つかっていないの で、その点について確認は出来ないが、恐らく、『パンタンマ目録』同様に、本来 は帰敬文がなかった可能性が高い.

第三点は、テキスト冒頭部に「第一巻」という巻数を示す記述が欠けていること にも関連するが、一連の版本には、序文の末尾に、以下の文章が見出されるが、ナ

以下に指摘する四点のテキスト構成上の特徴のうち,第三点と第四点は既に同論文でも指摘されている.

ルタン古写本では、それが欠落していることである.

skad kyi ming sngon gtan la ma phab pa dang ming du ma thogs pa las theg pa che chung gi gzhung dang <u>sgra'</u>i gzhung las 'byung ba dang <u>sbyar</u> te bshad pa'i dang po'o// (『二巻本訳語釈』石川校訂本 p. 4 末)

「[仏教] 用語の訳語で以前に決択されていないものと訳語として未出のものより [他に], 大乗と小乗の典籍 [に見出されるもの] と語の典籍に見出されるものとを結びつけて解説したもの (=本書) の第一 [巻] である.」

これは、この『二巻本訳語釈』の書名に相応するものであるが、ナルタン古写本のみならず、敦煌写本にも見出されない.この文章は、これに先行する序文の部分が『二巻本訳語釈』の第一巻に当たり、それ以降の訳語集の部分が第二巻であることを示すものであるが、冒頭部の「第一巻」という一文とこの所引の文章は後代の付加である可能性がある¹⁶. 実際、これと同様の文章は、奥書きも見られるが、そこでは、この著作が「大篇の難解な箇所と語の典籍とを結びつけて解説したもの(chen po'i dka' ba'i gnas dang sgra'i gzhung dang sbyar te bshad pa)」であることを示すのに対して、所引の文章には、肝心の大篇の難語釈に当たる文章が見出されず、また、結び付ける対象も異なっているので、内容的に対応していない不自然さが認められる.但し、タポ写本には、少し表現が異なるが、これに対応する文章が見出されるので、その点を如何に解釈するかが検討課題となる.

第四点は、奥書きにおいて、ナルタン古写本には、一連の版本に見出されない同書の一連の編者を列挙した記述が見出されることである。問題はこれが後代の付加であるのか否かという点であるが、その点については、後で奥書きを訳出・分析する際に併せて検討しよう。

以上,四点に渡り,ナルタン古写本に見られるテキスト上の特徴を指摘した.それは従来知られていたテンギュル所収のテキストの読みに幾つか重要な疑問を投ずるものであり,その意味で同写本の資料的価値は極めて高いと評価できる.

『二巻本訳語釈』の序文

この民族出版社本には、幸い表紙及び裏表紙と口絵に、この『二巻本訳語釈』の

¹⁶ この所引の文章が後代の付加であることは, 既に, 原田 1979b, p. 10f.に指摘されている.

表題及び序文冒頭部と奥書きの部分の写本の影印が掲載されており. その部分だけ は写本を確認することが可能となっている. 該当箇所は、表紙と口絵の部分に、二 フォリオ分 (1a-2b6), 裏表紙に一フォリ半分 (79a1-80a9) である. 前序の大部分 と奥書きの全てを含んでいる. 写本は、影印から確認される限り、一フォリあたり 凡そ6行で記されており、80フォリオ(1a-80a9)からなる.

大蔵経との関連で注目すべき点は、そのうちの序文に、「目録 (dkar chag)」に対 する言及が見られることである.後代の史書では、これは大蔵経目録に比定されて いるので17, その点でも非常に注目すべき資料である. そこでまず最初に, この『二 巻本訳語釈』の序文及び奥書を訳出して検討を加えておこう¹⁸. 訳出に際しては, ナルタン古写本を底本として、石川校訂本(石川 1990)と照合しつつ、内容に関 わる大きな異読がある場合は適宜に註記に言及していくことにする. 序文は,(1) 前序, (2) 翻訳規則, (3) 後序の三つの部分に大別されるが, まず前序においてこ う述べられている.

「(I.) 午年 (rta'i lo, 814) に, 贊普ティデ・ソンツェン (btsan po Khri lde srong btsan) は, キのウンチャンド宮殿 (pho brang sKyi'i 'On cang do/rdo) にい らっしゃた. [ド] トゥと [ド] メ(stod smad, i.e., mDo stod smad)の新旧 の軍隊 (dmag gsar rnying¹⁹) と大盗賊を制圧し、ガルロク (Gar log) の使 節が恭順の意を示し、筆頭大臣シャン・ティスンラムシャク (blon chen po Zhang khri gzung ram shags²⁰) と大臣マンジェラルー(blon²¹ Mang rje bla lod)

¹⁷ 例えば, 『プトゥン仏教史』p. 191; 『賢者喜宴』p. 417 等参照.

¹⁸ 序文及び奥書きの翻訳は, 既に, Simonsson 1957 (序文と奥書きの訳), 芳村 1958 (序文冒 頭部のみの訳), 山口 1979(序文と奥書きの訳), 石川 1993(同書全訳)に公にされており参 照したが、解釈を異にする箇所が散見するので、ここでは拙訳を挙げた.

¹⁹ この箇所は, ナルタン古写本では, dmag gsar rnying dang/ と記されているが, 石川校訂本に よれば、諸版は、全て dmag rnying rjed dang と記されている. この rjed という語が問題だが、 この箇所は, 先学により, "Der Häuptling des Heeres von Stod Smad" (Simonsson 1957, p. 240), 「南 北両チベットの擾乱も平定されて」(芳村 1958, p. 507), 「西方, 東方の以前からの戦いを忘 れ」(山口 1979, p. 3), 「東西の[部族]の古の軍が投降し」(石川 1993, p. 3)という訳が提 示されている.シモンソンは rnying rjed を「領主達の首領」と訳しているが、根拠不明.他方, 山口訳に見られる「忘れる」という動詞は、brjed pa であり、rjed pa とは区別される. rjed pa は、 「恭敬」の意味の動詞であるが (『蔵漢大辞典』p. 912), この文脈では意味を為さない. さら に, 仮にこの語が動詞であるならば, 構文的に, dmag rnying rjed pa dang/ となるか, あるいは, dang という語が省略され、dmag rnying rjed/となろう. それ故、この箇所はナルタン古写本の読 みを取っておく. 意味的にも相応しい読みと思われる.

²⁰ 諸版本では,zhang khri zur ram shag/shags と表記されるが,ナルタン写本の読み(1a3)に従 う. 『編年記』では, 'bro khri gzu ram shags (DTH, p. 102.18), 『賢者喜宴』では, zhang 'bro khri

等²²が中国から多数の財物を接収して (mnangs mang po bcad de²³), [そのうち]駱駝・馬²⁴と牛油²⁵を大部分[贊普の]御手に献上した (phyag tu phul nas²⁶). [それに対して, 贊普は] 戚臣 (zhang blon, 尚論) 以下の各人に褒賞 (bya dga') を下されたが, [贊普の褒賞に対する] その返礼として (de'i lan la), (II.) インドの親教師 (mkhan po, upādhyāya, 和尚) 阿闍梨ジナミトラ (Jinamitra) とスレーンドラボーディ (Surendrabodhi) とシーレーンドラボーディ (Śīlendrabodhi) とダーナシーラ (Dānaśīla) と [ボーディミトラ (Bodhimitra²⁷) と], チベットの親教師ラトナラクシタ (Ratnarakṣita²⁸) と ダルマターシーラ (Dharmatāśīla²⁹) と熟達した翻訳師に数えられるジュニャーナセーナ (Jñānasena, alias, Ye shes sde) とジャヤラクシタ (Dza ya

gzu ram shags (同, p. 412.4f.) と表記されており、微妙な異読が見られる.

²¹ 諸版本には blon の語を欠くが、ナルタン古写本には明記されている (1a3).

 $^{^{22}}$ ここに挙げられた二人の大臣については、山口 1979, p. 19, n. 7 を参照. それによれば、唐蕃会盟碑(823 年)に見られる宰相の二代前と一代前の宰相に当たる。佐藤長の考証によれば、シャン・ティスンラムシャクは貞元 18 年(802)以降に筆頭大臣の地位にあったとされ、マンジェラルーはティツク・デツェン王の時代の最初の筆頭大臣とされている(佐藤 1959, p. 824). 実際、この序文では、マンジェラルーは、「大臣(blon [po])」と記されているので、この 814 年の時点ではまだ筆頭大臣ではなかったことが確認される。なお、山口同註に指摘されるように、『賢者喜宴』所引の、カルチュン寺でティデ・ソンツェン王が諸臣下に対して崇仏を誓約させた詔書(bka' gtsigs、カルチュン崇仏誓約詔書)には、この両者は、blon po chen po Zhang 'bro khri gzu ram shags と dBa' blon Mang rje lha lod という表記で見出される(『賢者喜宴』p. 412.4f.). シャン・ティスンラムシャクの事績については、山口 1978, p. 16, n. 98 を参照.

 $^{^{23}}$ 諸版本では、gnangs/gnang の読みを示すが、ナルタン古写本の mnangs の読みを取る. この読みは、山口 1979、p. 20、n. 8 に正しく示唆されるところであるが、しかし、同氏はこれを「囲い [の中の家畜]」と解し、「家畜」と訳しているのは従えない. mnangs bcad pa は『古語辞典』p. 289 に記載されており、「人や動物や財宝などの財物を全て強奪すること(tshur phrogs pa)」と解説されている.ここでは「財物を接収する」と訳しておく.

²⁴ rnga rta という語は,先学により,"Kamel-, Pferde-" (Simonsson 1957),「太鼓や,馬」(芳村 1958),「駱駝,馬」(山口 1979),「駱駝や馬」(石川 1993)と訳されている.芳村 1958 以外は,rnga という語を rnga mo(駱駝)と解釈し,文脈的にはその解釈が妥当に見えるが,rnga rta dang ba mar/lang という文章の dang の位置を見ると,rnga rta と ba mar/blang で一語づつ分けられているので,構文的に見て,rnga rta は,駱駝と馬の二つを指すのではなく,一語で別の意味を有する可能性もある.今は「駱駝・馬」と暫定的に訳しておくが,検討課題である.

²⁵ 石川校訂本では、lang とあるが、ba lang の誤記. 北京版、ナルタン版、金写版では、ba lang (牛) の読みを、デルゲ版とチョーネ版では、ba mar (牛油) の読みを示し、文脈的には、前者の読みが妥当に見えるが、ナルタン古写本では、ba mar の読みを示すので、その読みを尊重しておく. ba mar の読みを取るものとしては、Simonsson 1957 ("Kuhbutter")と芳村 1958 (「油」) があり、山口 1979 と石川 1993 では、ba lang の読みを取り、「牛」と訳している.

²⁶ 直訳すれば, 「御手に献上してから」と訳されるが, 意味を取って上述の如くに訳しておく.

²⁷ この人物はナルタン古写本には脱落している(1b6).

²⁸ この人物については,原田 2004 を参照.

²⁹ この人物については,原田 2005 を参照.

raksita, i.e., Jayaraksita) とマジュシュリーヴァルマン(Mañjuśrīvarman)と ラトネーンドラシーラ (Ratnedrasīla) 等30により大乗と小乗 [の典籍] に見 いだされるインド語からチベット語へ翻訳され訳語 (ming, lit. 名称)が付 けられたもの (ming tu btags pa rnams) が目録として記されて (dkar chag tu bris te), 「如何なる時にも教説 (gzhung lugs, i.e., 仏典) をそれ (=その目 録に記載されている訳語)より他に翻訳してはならず、全ての者が「それを」 学ぶことが出来るようにせよ」と下命なさってから (bka' stsal nas),

(III.) 昔,神子たる御父 (IHa sras yab, i.e., ティソン・デツェン王) の時代 に, 阿闍梨ボーディサットヴァ (Bodhisattva, alias, Śāntaraksita) とイェシ ェーワンポ (Ye shes dbang po) とシャン・ギェルニェンニャサン (Zhang rgyal nyen nya bzang) とルン・ティシェルサンシ (Blon khri bzher sang shi) と, 翻訳師ジュニャーナデーヴァコーシャ(Jñānadevakosa)とチェ・キドゥク (ICe khyi 'brug) とバラモン・アーナンダ (bram ze Ānanda) 等³¹により, チベットに知られていない仏教用語(chos kyi skad)のうち訳語が付けられ たもの (ming tu btags pa dag cig) がある中で³²,

(IV.) 或るものは仏典や文法学の語の規則33と一致せず, 修正せざるを得な いもの[があるが、それ]もまた修正し、重視すべき用語の訳語(skad kyi ming)

³⁰ ここに挙げられた一連の翻訳師達は、主にティデ・ソンツェン王(在位 798-815)の時代に活 躍した人物である、吐蕃期の三大翻訳師の一人であるイェシェデはここに見出されるが、カワ・ ペルツェクとチョクロ・ルイギェルツェンの名前は見出されない。このことは、彼らの翻訳師と しての主要活動年代は、その次のティツク・デツェン王(在位 815-841)の時代であったことを 示唆している. ここに挙げられた一連の翻訳師については, 原田 1985, pp. 430-434 を参照.

³¹ 以上の一連の翻訳師達は、ティソン・デツェン王の時代に活躍した人物であるが、彼らの訳業 については, 原田 1985, pp. 425-427 参照. 同氏によれば, 彼らの翻訳は殆ど現代に伝わっていな い(同, p. 427). なお,この一覧は,上記のティデ・ソンツェン王の時代の翻訳師の一覧と併せ て, 吐蕃期の一連の翻訳者達の活動年代を考証する上で貴重な資料となっている.

³² この箇所は, mang dag cig と dag cig の二つの読みがあり, ナルタン写本は後者の読みを示す が (2b2) , 石川校訂本は前者の読みを取っている. 内容に大きな違いはないので, 今は底本と したナルタン古写本の読みに従っておく.

³³ 石川校訂本では,byā ka ra na'i lugs とあるが,ナルタン古写本では,byā ka ra na'i sgra'i lugs と記されており (2b2) , 後続の文章でも同様に表記されているので, byā ka ra na'i sgra'i lugs で 読む. sgra'i lugs とは、サンスクリット文法学に見られる文法規則を指す. lugs という語は、文 法用語の prakriyā の訳語としても用いられている可能性があり (TS-Index p. 245), その場合に は、*śabda-prakriyā (語形成) という原語を想定できる. prakriyā とは、例えば、√bhū という動 詞語根に対して, 『パーニニ・スートラ』の複数の規則を適用して, bhavati という語を導出する 仕方を意味する文法学用語である. 『梵英辞典』p. 1055: (In gram.) Etymological formation. 直後 の文章に、「文法学の語の規則から如何に導出されるのか」という文章はそれを念頭に置いた表 現と推定される.

もまた全て追加して、大乗と小乗[の典籍]に如何に現れるのか、古の大親教師(gna'i mkhan po chen po)ナーガールジュナ(Nāgārjuna)やヴァスバンドウ(Vasubandhu)等により如何に解説されているのか、文法学の語の規則³⁴から如何に導出されるのかということとも照合して、[その語義が]推し量り難いものもまた、各々の語句に分解して[文法学の]根拠(gtan tshigs、*hetu、i.e.、nimitta³5)により[その語義を]説明して、本文に記し(gzhung du bris³6)、非派生語(skad rkyang pa、lit. 単独の用語³7)で[個々の語句に分解して]解説することが出来ず、言葉通りに訳すことが妥当であるものもまた、語を厳選して(sgra btsan par bgyis te)訳語を与え、或る用語は意味の通りに[訳語を]与えるのが妥当である[が、それ]もまた、意味を厳選して(don btsan par bgyis te)訳語を与えた.

(V.) それから, 贊普の御前に, 筆頭大徳ユンテン (bande chen Yon tan³⁸) と筆頭大徳ティンゲンジン (bande chen po Ting nge 'dzin³⁹) 等もまた集まり, 君臣の会議に掛けて, (1) 仏典を翻訳する仕方 (=翻訳規則) と, (2) インド語をチベット語に訳したもの (=諸訳語) を決択して, [以下のように] 欽命により定めた (bkas bcad pa). 即ち, ... [以下, 翻訳規則の列挙につき, 省略.]」(石川校訂本p. 1f.; 民族出版社本p. 70f.; ナルタン古写本 1b1-2b6⁴⁰)

参照.

³⁴ 民族出版社本では,byā ka ra ṇa'i lugs と記すが(p. 71.1),写本では,byā ka ra ṇa'i sgra'i lugs とあるで(2b4),単なる誤記.石川校訂本でも,byā ka ra ṇa'i sgra'i lugs の読みを示す.

³⁵ この語は単なる根拠や理由の意味ではなく、語形成を規定するサンスクリット文法学上の根拠 nimitta を意味しよう. 『文法学辞典』p. 221 (nimitta): the formal cause of a grammatical operation. 36 『二巻本訳語釈』の本文に記すという意味. 実際, 同書では、例えば、buddha (Tib. sangs rgyas) という語を、sangs pa と rgyas pa に分解して、その語源的意味を解説している (石川校訂本、p. 5). 37 語形成により導出された語ではなく、文法規則により分解することが出来ない語のこと. 主に非サンスクリット語由来の外来語を指す. Simonsson 1957, p. 245 では、"Einfache Wörter"、山口 1979, p. 5 では「固有名詞」、石川 1993, p. 4 では「語全体」と訳されているが、従わない. 38 石川校訂本によれば、全ての版本で、dpal gyi yon tan の読みを示すが、ナルタン写本(民族出版社本 p. 71.6)及びタポ写本(1a1、cf. Panglung 1994, p. 8)では、dpal gyi が欠落しているので、今はその両写本の読みを尊重しておく. なお、この人物は、先に言及したカルチュン崇仏誓約詔書にも、後出のティンゲンジンと共に、ban de Bran ka yon tan と ban de Myang ting 'dzin という表記で列挙されている(『賢者喜宴』p. 412.3). この両名については、山口 1978, p. 16 に論ぜられるが、それによれば、この人物は、唐蕃会盟碑の北面に見出される ban de chen po dpal chen po yon tan に同定される. この人物の略伝は、『人名事典』p. 1146 (Bran ka dpal gyi yon tan) を

³⁹ この人物の略伝は,『人名事典』p. 1306f. (Myang ting 'dzin bzang po) 参照.

⁴⁰ ナルタン古写本は, ... don btsan bar bgyis te/ (石川校訂本 p. 2.10; 民族出版社本 p. 71.6) まで口絵に掲載されている. 多少文章が残っているが, 序文の大部分は写本で確認できる.

注意:分節と番号付けは筆者による.以下,同様.

ここで便宜上,以上の序文を I.から V.までの五つの部分に分けておく.

- (I.) 『二巻本訳語釈』編纂の経緯(贊普の褒賞に対する返礼として編纂されたこと).
- (II.) ジナミトラ等やラトナラクシタ等により翻訳された仏典の諸訳語が「目録(dkar chag)」として記されたこと.
- (III.-IV.) ティソン・デツェン王の時代に翻訳された仏典には種々の問題があるので、修正を加え語と意味を厳選して訳語を与えたこと.
- (V.) 君臣の会議に掛けて, 統一的な翻訳規則と訳語を決択して欽命により 定めたこと.

このうち、第二の部分(II.)に「目録として記して(dkar chag tu bris te)」という一文が見いだされることが注目される. 問題はこれが何を指すのかということであるが、前後の文章を見るならば、これは、ジナミトラやラトナラクシタ等によりインド原典からチベット語へ翻訳された仏典の訳語の目録(一覧/リスト)に相当するものであることが推察される. それ以外に、決して訳出された仏典の目録ではない. 実際、この dkar chag という語は、後序において、skad kyi dkar chag(用語の目録)という形で再出するが、これは明らかに仏教用語の訳語の一覧を指す表現として用いられている. 後序は前序とともに、この『二巻本訳語釈』の編纂事情を具体的に示す重要な箇所であるので、ここに訳出しておく.

「(VI.) …以上のように飲命により定められた [仏教] 用語の [翻訳] 規則 (skad kyi lugs) より他に、各々誰であっても [これを] 改変し、後で新しい訳語を与えることは許されないが、(1) 翻訳と講説の各院 (bsgyur ba dang 'chad pa'i gra/grwa so so) において新たな [仏教] 用語に訳語を与える必要性があるとしても、各院において訳語を不完全に (chad par⁴¹) 与えずに、仏典 (chos kyi gzhung) と [文法学の] 語の規則 (sgra'i lugs, i.e., 文法学書) に如何に出ているのかという根拠 (gtsan tshigs) と仏 [典] に如何に [その

⁴¹ Simonsson 1957, p. 259 では、"in einer bestimmten Weise"、山口 1979, p. 7 では「決定的に造語することなく」、石川 1993, p. 7 では、「決定的に付けることなく」と訳されており、chad par という語を、thag chad par の意味で読んでいるようだが、ここでは、ma tshang bar (不完全に)の意味で解しておく、『蔵漢大辞典』p. 860 参照、「不完全な訳語を与えずに」という意味.

名称が]与えられているのか⁴²ということを検討して, (2) 宮殿において, 仏統会議 (bcom ldan 'das kyi ring lugs kyi 'dun sa) と仏典大校閲院 (dharma zhu chen 'tshal ba'i gra/grwa) に上程し (phul la), (3) [さらに, その両者は, 贊普に] 奏上して (snyan du zhus te⁴³), (4) [その上で, 贊普が] 欽命により定めてから (bkas bcad nas), [仏教] 用語の目録 (skad kyi dkar chag) の本文 (dkyus) に加えられるのである.

(VII.) 真言の諸タントラ (sngags kyi rgyud rnams) は典籍によっても (gzhung gis kyang) [その密意が] 秘密にされるべきものであり⁴⁴, [それを 修学する] 器となっていない者 (=密教を修学する器量がない者) 達に対し て解説して示すこともまた相応しくないが, これまでは翻訳し行ずることを [贊普は] お許しになったけれども, 密意 (ldem po) を [方便として] 言葉で (ngag tu⁴⁵) 説いたこと (=未了義) を理解せずに, 言葉通りに捉えて (=了義として捉えて), 誤って行ずる者達もまた現れ, 真言のタントラの うち, [密意を言葉で説いたものを] 集めて (thu zhing⁴⁶) をチベット語に翻

42

⁴² chos la ji skad du gdags pa というのは、既存の仏典に如何なる訳語が与えられているのかという意味ではなく、梵語仏典において如何にその語の語義解釈がなされているのかということを含意する. つまり新規訳語を創出する際には、文法学の規則と梵語仏典に見られる語釈の両方に依拠する必要があるという意味.

⁴³ この ... phul la/ snyan du zhus te/... という文章では、主語が切り替わっていることに留意する必要がある. 即ち、最初の「上程する (phul)」の主語は翻訳院と講説院であり、上程の対象は仏統会議と仏典大校閲院である. その後で、la という逆接の接続詞が入ることで、主語が切り替わり、後二者が贊普に「奏上して (snyan du zhus te、お伺いを立て)」、その後で、贊普が「欽命によって定める (bkas bcad pa)」のである. この点は、これまで一連の先学により正しく理解されてこなかったが、翻訳院等から贊普へ至る意思伝達過程を示す非常に重要な箇所である. 44 kyang という語は、口伝のみならず、典籍によってもその密意が秘密にされるべきものであることを含意する.

⁴⁵ 諸版本では, dag tu の読みを示すが, 民族出版社本 (ナルタン古写本) の ngag tu の読みを取る.

⁴⁶ この thu zhing の語義が判然としない. Simonsson 1957, p. 261 では, "Aus dem Inneren der Formeln [kommt] die magische Kraft (thu)" と訳し、thu という語を「魔術的な力」と解釈しているが,理解不可能. 山口 1979, p. 8 では「抜粋して」と訳しているが,根拠不明. 石川 1993, p. 7 では「[抜き出して]集めて」,羽田野 1983, p. 312 では,「[真言の句を]集めて」と訳し、thu を、'thu ba(集める)の意味で解釈している.語形的には、'thu ba の過去形は btus pa,未来形は btu ba であり,thu ba の語形は見出されない.また,肝心の何を集めるのかという目的語が文中に見出されず,構文的に些か不自然に見える.他の解釈としては,この thu という語を thu po(悪い,邪悪な)の意味で捉えることも考えられるが,その場合,直後の zhing との結び付きが困難である.文脈から判断するに,真言の諸タントラの中でも,言葉通りに捉えてはならない無上瑜伽タントラの教え(例えば,性瑜伽等)などをチベット語に訳すことを禁じたという意味かと思われる.そこで暫定的に,'thu ba(集める)の意味で捉え,上記のように語を補足して訳しておく.

訳する者達もまた現れたと云われているが、今後は、陀羅尼咒(gzungs sngags)と、御上(=贊普)より下命されて翻訳させたもの以外は 47 、真言のタントラと真言の語句を集めて翻訳することは [贊普は] お許しにならない.」(石川校訂本 p.4; 民族出版社本 p.73)

ここから、新規の訳語については、勝手に使用するのではなく、あらかじめ、王宮内の仏統会議と仏典大校閲院に上程してその是非をはかり、欽命によって制定された後で訳語目録に掲載されるという一連の過程を経た上で、ようやく用いることが出来ることが分かる.ここで、「用語目録」と訳した skad kyi dkar chag の skadという語は、この文脈では、明らかに「仏教用語(chos skad)」の意味であり、その目録(dkar chag)とは、それの一覧を指すことは疑いなかろう.それ故、これは大蔵経目録編纂の話とは全く関係がないことは文脈から明らかである.

タポ写本断簡に見られる序文

以上,新出資料のナルタン古写本を依用しつつ,『二巻本訳語釈』の序文を訳出した.タポ写本の断簡のうち,最初のフォリオ (ka) はテキスト冒頭部に当たり,序文の全体を含んでいるが,この序文は,現行の『二巻本訳語釈』の版本のみならず,敦煌写本やナルタン古写本と比較しても,極めて特異な特徴を示している.それについては,既に,パンルン・リンポチェにより以下の四点に纏められている48.

- 1. 現行の版本ではティデ・ソンツェン王という贊普の名前が明記されているのに対して、タポ写本では、贊普(btsan po)としか記されていない.
- 2. 現行の版本では、「午年 (rta'i lo)」と記されているが、タポ写本では、「亥年 (phag gi lo)」と記されている.
- 3. 現行の版本では、宮殿名として、'On can rdo と記されているが、タポ

⁴⁷ 石川校訂本によれば、諸版本には、gzungs sngags dang rgyud … と記されているが、ナルタン 古写本に基づく民族出版社本では、rgyud の語がない、今は後者の読みを取っておく、仮に、rgyud の語を読み込むとしても、その直後の bla nas bka' stsal te sgyur du bcug pa という語は、文脈から 判断して、gzungs sngags dang rgyud の両方に掛かっているのではなく、rgyud のみに掛かっていると解釈するべきである。即ち、種々の密教文献のうち、陀羅尼咒は特に制限なく訳され、他には、特に贊普により許可されたタントラ(rgyud)だけが翻訳を許されたという意味、羽田野 1983、pp. 313-315 では、陀羅尼咒も翻訳禁止されたとするが、実際、『デンカルマ目録』と『パンタンマ目録』では、多数の陀羅尼咒が収録されているので、陀羅尼咒の翻訳に関しては、特別な制限は付かなかったものと考えられる。

⁴⁸ Panglung 1994, p. 6 参照.

写本では、Zung kar と記されている.

4. 現行の版本には、筆頭大臣の名前として、Zhang khri zur ram shag と Mang rje bla lod の二人の名前が挙げられているが、タポ写本には、その 代わりに、rGyal gzigs と sTag ra の二人の名前を挙げている.

パンルン・リンポチェは、第四点の筆頭大臣名としてタポ写本に言及された二人の人物を、敦煌文書の『編年記』(DTH, p. 102) に見られる mChims zhang rgyal zigs shu teng と Ngan lam stag sgra klu gong に比定し、この両者は、現行の『二巻本訳語釈』の序文に言及された Zhang khri zur ram shag と Mang rje lha 'od よりも先行し、かつ、ティソン・デツェン王の第一詔勅(Tucci 1950, p. 13f.)に言及され、ティデ・ソンツェン王の時代の碑文には言及されないこと指摘、さらに、タポ写本に言及される Zung kar 宮殿は、チベット史書において伝統的に、ティソン・デツェン王の晩年の住まいとして言及されることを根拠として、このタポ写本のテキストは、ティデ・ソンツェン王の時代に制定された『二巻本訳語釈』ではなく、それに先立ち、ティソン・デツェン王の時代に制定されたのと結論した上で、タポ写本に言及された「亥年」を、795年と783年の何れかと考証している49。もしこの考証が妥当であれば、このタポ写本は、現行の『二巻本訳語釈』の単なる一写本ではなく、全く異なるテキストの写本であることになる50.

タポ写本のテキストが現行の『二巻本訳語釈』とは別のテキストであり、ティソン・デツェン王の時代に編纂されたものであるならば、その序文は、同王の時代の翻訳事情を示すものとして、極めて資料的価値が高いものであることになる。そこで、その重要性を鑑みて、以下に、その序文の翻訳を挙げ、その内容を現行の『二巻本訳語釈』のそれと比較対照することにしよう⁵¹.

「(A) 亥年 (phag gi lo) に, [贊普は] スンカル宮殿 (pho brang Zung kar) にいらっしゃった. 贊普 (btsan po, i.e., Khri srong lde btsan) の御前に, 筆頭大徳ユンテン (ban de chen po Yon tan) と筆頭大徳ティンゲンジン (ban de

⁴⁹ Panglung 1994, p. 6f.参照.

⁵⁰ 石川 2006 では、ナルタン古写本の他に、このタポ写本の断簡への言及も見られるが(同、pp. 34-476)、奇妙なことに、この肝要な点について全く言及が見られず、このタポ写本を『二巻本訳語釈』の単なる一写本と見なしているようである.

⁵¹ 翻訳するに際しては、Panglung 1994, p. 2 に掲載された写本の影印を底本として、同論文に転写されたローマナイズテキストと英訳を参照した.同論文では、現行の『二巻本訳語釈』序文の当該箇所の転写も併せて掲載されており、両者の異同を一目出来るよう利便が図られている.

chen po Ting nge 'dzin') と筆頭大臣ギェルシク (blon chen po rGyal gzigs, i.e., mChims zhang rgyal gzigs/zigs shu teng) と筆頭大臣タクラ (blon chen po sTag ra, i.e., Ngan lam stag sgra/ra klu gong) 等の君臣が合議した御前に、インド語からチベット語に訳語を与えたものを決択して欽命によって定めたもの (bkas bcad pa').

...「以下、翻訳規則につき省略.]

- (B) 以上のように飲命により定められた [仏教] 用語の [翻訳] 規則より他に、各々誰であっても、[これを] 改変することは許されず、翻訳と講説の各院 (sgyur 'chad gra so so) においても用語 [の訳語] を与える必要があるならば、各院において訳語を完全に (ma 'chad par, lit. 欠けることなく) 与えて、仏典と [文法学の] 語の規則 (i.e., 文法学書) に見出される通りの [訳語]を、因 (gtan tshigs、*hetu、i.e., 文法学書? 52) と仏[典] (chos、*dharma) に対して与えよ53.
- (C) これら (=因と仏 [典]) を翻訳する訳語を与えるとしても, 宮殿において, 仏統 (bcom ldan 'das kyi ring lugs) と, 仏典を翻訳する翻訳師院 (dhar ma bsgyur ba'i lo tsa ba'i gra⁵⁴) に照会し (gtugs la), [さらに両者は 贊普に] 奏上して (snyan du zhus te), [その上で, 贊普が] 欽命によって定

 $^{^{52}}$ この gtan tshigs という語が何を意味するのか定かではない. 『二巻本訳語釈』にも同じ語が見出されるが (石川校訂本, p. 4.22) ,そこでは文法学上の根拠を示す用語として使用されていた. この文脈では、この gtan tshigs と直後の chos の語は、それぞれ直前の sgra'i lugs と chos kyi gzhung に対応しているので、この gtan tshigs は、語の規則を述べた文法学書を含意する語と暫定的に解釈しておく. この箇所は難解であり、さらなる検討が必要とされる.

⁵³ Panglung 1994, p. 5 では, こう訳されている: "However, in case that in the Dharma- and Explanation-Colledge there is a need to create a [Tibetan] term, the individual colledge may do it, without fixing the term, in accordance with the texts of the Dharma and the rules of Sanskrit grammer and shall make it conform to the guidelines." 同, p. 5, nn. 14, 16 に言及されているように, この箇所は非常に難解であり,パンルン・リンポチェの訳も,テキスト通りではなく,『二巻本訳語釈』の読みにかなり引きずられたものとなっている.参考までに,『二巻本訳語釈』(石川校訂本)の読みとタポ写本の読みを列挙しておこう.

石川校訂本 p. 4.18-23: bsgyur pa dang 'chad pa'i grwa so so nas skad gsar du ming gdags dgos pa zhig yod na yang/ so so'i grwa grwar ming chad par ma gdags par chos kyi gzhung dang sgra'i lugs las ji skad du 'byung ba'i gtan tshigs dang/ chos la ji skad du gdags pa dpyad de/ ...

タポ写本 1a4: sgyur 'chad gra so sor yang skad gdags dgos pa zhig yod na/ so so'i gra grar mying ma 'chad* par gdags par chos kyi gzhung dang/ sgra'i lugs las ji skad 'byung ba gtan chigs (tshigs) dang/ chos la gdags par byos shig// *Panglung 1994 の転写テキストでは,chad par と表記されているが(同, p. 10),写本ではアチュンが付されている.

⁵⁴ タポ写本では, lo cha pa'i gra と表記されている(1a5).

めてから、目録の本文 (dkar gnag gi skyus, sic, read: dkar chag gi dkyus⁵⁵) にも加えられるのである.

- (D) 真言の諸タントラは、典籍によっても [その密意が] 秘密にされるべきものであり、[それを修学する] 器となっていない者 (=密教を修学する器量がない者) に対して解説して示すこともまた相応しくないので、密意を [テキスト上の] 言葉から (ngag nas⁵⁶) 誤って理解するならば、過失があるから、[贊普に翻訳の是非を] 奏上して、[その翻訳が] 欽命により許可されてから、真言は翻訳される [が、それ] もまた、高位の通達者 (mkhas pa rab) が [その] 内容を誤りなく翻訳し、以前に知られている真言のように、典籍 (テキスト) を誤りのないようにせよ、真言の翻訳もまた、... (テキスト破損につき一文不明) ... お許しにならないのである.
- (E) [仏教] 用語の訳語で以前に決択されたものと訳語が付けられたものを,大乗と小乗の典籍と[サンスクリット]語に結びつけたもの(sgra sbyor)として解説したものの第一巻 57 .] (タポ写本 1a1-1b1, cf. Panglung 1994, pp. 8-11)

第一の部分(A)では、本書の編纂の由来が記されているが、それによれば、亥年、ティソン・デツェン王がスンカル宮殿に住していた際に発布されたものである。ここには、先に言及した筆頭大臣ギェルシクとタクラの他に、ユンテンとティンゲンジンという二人の筆頭大徳の名が挙げられているが、これは、『二巻本訳語釈』序文にも同様に見出される。このことから、両著作の間に、筆頭大臣は代替わりしたが、この両者は継続して筆頭大徳を務めていたことが分かる。『二巻本訳語釈』の序文には、編纂の歴史的背景として、ドトゥとドメの新旧の軍隊や大盗賊の制圧、ガルロクの恭順、中国からの財物の接収等に対する言及が見られるが、本書では、単に、贊普の御前に上述の四人の人物が合議して梵蔵訳語集を欽命によって制定し

⁵⁵ タポ写本では、dkar gnag gi skyus とあるが(1a5)、対応する『二巻本訳語釈』の箇所では、skad kyi dkar chag gi dkyus とあるので (石川校訂本, p. 4.25f.),上記の通りに訂正する. Panglung 1994, p. 5, n. 18 参照.

⁵⁶ タポ写本では、丁度紙に破れが入っている箇所で、判読できない(同 1a6). Panglung 1994, p. 10 の転写テキストでは、[da]g las と読むが、これは『二巻本訳語釈』では、ngag tu とある箇所 (民族出版社本, p. 73.16) に対応しているので、ngag las で読む.

⁵⁷ テキストは, skad kyi mying dang sngon gtand la phab pa dang mying du btags pa theg pa che chung ngu gi gzhung dang/ sgra sbyor du bshad pa'i bam po dang po// (タポ写本 1b1) である.

た旨が記されているだけであり, 両著作が記された歴史的背景の違いを示している.

また、『二巻本訳語釈』では、これに続く文章(II.-IV.)において、ティデ・ソンツェン王の時代とティソン・デツェン王の時代の一連のインドの軌範師やチベットの翻訳師の名前が列挙されるが、本書には見出されない。

本稿では紙幅の関係上取り上げなかった翻訳規則については、『二巻本訳語釈』では、十の規定が列挙されているのに対して⁵⁸、本書では、僅か四つしか挙げられていない.即ち、(1) 意味と矛盾せずにチベット語として分かりやすく訳すこと、(2) インド語の語順に違わず、意味と語句に結びつけて訳すこと、(3) 敬語の規定、(4) ご先祖の時代(yab myes kyi sku ring)に、『宝雲経』(dKon mchog spring、Ratnamegha[sūtra]、P897/D231)と『入楞伽経』(Lang kar gshegs pa, Laṅkāvatāra [sūtra]、P775/D107)が翻訳され決択されたが、その仕方と同様に翻訳することの四つの大きな規則⁵⁹のみ挙げられており、『二巻本訳語釈』に見られる細則はまだ見出されない。

⁵⁸ 石川 1993 では、九つの規定を数えるが(同、pp. 5-7)、第九の規則には、敬語の規定のほか、ティソン・デツェン王の時代に翻訳された『宝雲経』や『入楞伽経』の翻訳の仕方の通りに翻訳せよとの規定が含まれている。これは内容的に別立すべきであり、実際、タポ写本のテキストでは、gzhan ni(他には)という語を文頭に置いて別立しているので、これを二つに分けて十の規則を立てておく。

⁵⁹ この第四の規則については、現行の『二巻本訳語釈』では、「昔、神子たる御父(=ティソン・デツェン王)の時代に(sngon lha sras yab kyi sku ring la)と記されているが、そのティソン・デツェン王の時代に記された本書には、「ご先祖の時代」と記されている。この点を如何に解釈するかが問題であるが、本書の記述に従えば、この『宝雲経』と『入楞伽経』の二つは、ティソン・デツェン王の時代ではなく、より以前に既に訳出されていたことになり、もしそれが真実であれば、ティソン・デツェン王以前の古い翻訳の例として注目に値する。『入楞伽経』の奥書きには、翻訳師の名前は明記されていないが、『宝雲経』の奥書きには、こう記されている。

^{&#}x27;Phags pa dkon mchog sprin ces bya ba theg pa chen po'i mdo// rdzogs sho// lo tstsha ba ba ndhe Rin chen mtsho dang/ Chos nyid tshul khrims kyis sgyur cing zhus te gtan la phab pa// // (P 121a3)

ここで翻訳師として挙げられているのは、Rin chen mtsho と Chos nyid tshul khrims の二人である。この奥書きを見る限り、両者は大校閲翻訳師ではなく、また、この翻訳は欽定新訳語(skad gsar bcad)により校訂されたものでもない。これは、吐蕃期に翻訳された仏典は全て欽定新訳語により大校閲完了済みとは限らないことを示唆する一証左である。ちなみに、Rin chen mtsho は、他にも、'Phags pa chos thams cad med par bstan pa zhes bya ba'i theg pa chen po'i mdo (P847/D180)という経典を単独で翻訳している。訳跋は以下の通り:lo tstsha ba ban dhe Rin chen mtshos bsgyur cing zhus te gtan la phab pa// // (P311a3) . 他方、Chos nyi tshul khrims もまた、単独で、'Phags pa dri ma med par grags pa bstan pa zhes bya ba'i theg pa chen po'i mdo (P843/D176) を翻訳している。訳跋は以下の通り:lo tsha ba ban dhe Chos nyid tshul khims kyis bsgyur cing zhus te gtan la phab pa // // (P250b3) 何れも、大校閱と欽定新訳語による校正が明示されていない。これらは何れもティソン・デツェン王の時代以前の古い翻訳の可能性があるが、その頃には、翻訳は、インドの軌範師とチベットの翻訳師の共同作業ではなく、チベットの翻訳師の単独翻訳も為されていたことが確認されたことになる。

さらに、『二巻本訳語釈』では、(V.) の最後の箇所で、(1) 仏典の翻訳規則と(2) 梵蔵訳語集の二つを欽命によって定めたと明記しているのに対して、本書では、(A) の部分で、梵蔵訳語集を欽命によって定めたとしか記されていない。本書でも、仏典の翻訳規則は、欽定によって定められているが、比重としては、重点は明らかに訳語集の方に置かれている。

本書の(B-C)の部分は、『二巻本訳語釈』では、(VI.)の部分に対応するが、冒頭部で上述の翻訳規則の改変を禁じている点は共通するが、その後に顕著な相異を確認することが出来る。この箇所は、翻訳事業に携わった一連の組織に対する言及が見出される点で注目すべき箇所であるが、両著作には、共通して、翻訳院と講説院が見出されるのに対して、その上位組織については、『二巻本訳語釈』では、仏統会議(bcom ldan 'das kyi ring lugs kyi 'dun sa)と仏典大校閲院(dharma zhu chen 'tshal ba'i grwa)とあるのに対して、本書では、仏統(bcom ldan 'das kyi ring lugs)と仏典翻訳師院(dhar ma bsgyur ba'i lo tsa ba'i gra、lit. 仏典を翻訳する翻訳師院)と記されている。このことは、ティソン・デツェン王の時代には、仏統は成立していたが、仏統会議はまだ成立していなかったことと、大校閲及び大校閲翻訳師もまだ登場していなかったことを示唆している。

さらに、この箇所では、翻訳院と講説院において新規に訳語を作成して、仏典を翻訳してよいと記されているが、『二巻本訳語釈』では、それは禁じられている点に相異が確認される。『二巻本訳語釈』の当該箇所の文章は、明らかに、本書のパラフレーズであるが、例えば、本書では、「各院において訳語を完全に与えて(mying ma'chad par gdags par)、仏典と[文法学の]語の規則(i.e.、文法学書)に見出される通りのもの[訳語]を、因(gtan tshigs、文法学書?)と仏[典](chos)に対して与えよ」という文章を、『二巻本訳語釈』では、「各院において訳語を不完全に与えずに(ming chad par ma gdags par)、仏典と[文法学の]語の規則(i.e.、文法学書)に如何に出ているのかという根拠(gtan tshigs)と[既訳の]仏[典](chos)に如何に[訳語が]与えられているのかということを検討して」というように、否定辞の位置を変えたり文章に加筆修正を加えて内容を抜本的に改変している。

また.(C)の箇所には、「目録」に対する言及が見られることも注目すべき点である.上述したように、この語は『二巻本訳語釈』にも見出されるが、それが何を意味するかということについては先学の解釈が分かれていた.この件については後

で纏めて検討しよう.

その後の密教経論の翻訳制限の箇所(D)は、前半部分は、『二巻本訳語釈』の 当該分(VII.)と逐語的に一致する。後半部分も、『二巻本訳語釈』では、より具体 的で詳しい内容となっているほか、両書において、密教経論の翻訳に際しては、贊 普の許可が必要であることを規定している点では内容に大きな違いはない。ただ、 本書に比べ、『二巻本訳語釈』の方が、密教経論の翻訳に対してより否定的で厳し い表現を使用しているように見える。

本書では、最後の部分(E)に、この著作の書名に当たる表現と、以上の序文が 第一巻に当たることを示す一文が付されている。これに相当する文章は、『二巻本 訳語釈』では、一連の版本には見出されるが、前述したように、より古い読みを示 す敦煌写本とナルタン古写本には何れも欠落しており、後代の付加であることを窺 わせるので、この点を如何に解釈するかが検討課題となる。

この(E)の部分から、本書の書名もまた、sGra sbyorであり、ティデ・ソンツェン王の時代に編纂された『二巻本訳語釈』同様に、二巻から構成されていることが推察される。奥書きの部分が欠けているので、本書の正式な書名は不明であるが、現行の『二巻本訳語釈』同様に、sGra sbyor bam po gnyis pa という書名(略称)を想定することは必ずしも誤りではない。もしこの想定が妥当であれば、sGra sbyor bam po gnyis pa という書名を有するテキストは、ティデ・ソンツェン王の時代に編纂された現行のテキストの他に、タポ写本に見られるティソン・デツェン王の時代に編纂されたテキストの二種類があったことになる。このうち、後者は、明らかに前者の祖型(プロトタイプ)となったものであり、後者は、前者を元本として、ティデ・ソンツェン王の時代に加筆修正を加えた形で編纂された改訂版と推定される。本稿では、便宜上、大蔵経に収録されているティデ・ソンツェン王の時代のテキストを、『二巻本訳語釈』と称し、ティソン・デツェン王の時代に編纂されたテキストを、『二巻本訳語釈』の旧版、元本ないし祖型(プロトタイプ)と称する。あるいは、単に、前者を新(新版)『二巻本訳語釈』、後者を、旧(旧版)『二巻本訳語釈』と称して区別することにしたい。

両著作の間には,前述した通り,翻訳規則数には大きな違いが認められるが,本 文の断簡を見る限り,両者の間に収録用語数に大きな相異があったか否かは定かで はない.少なくても,タポ写本に見られる本文の断簡は,現行の『二巻本訳語釈』 の当該分に見られる全ての用語を収録しているので、両著作の間には収録用語数に 極端な多寡の差はない可能性がある.この点については、現状、情報不足のため定 かなことは分かっていない.

以上,タポ写本の序文と『二巻本訳語釈』の序文の内容を比較検討した.その結果,単に,年号や宮殿名,大臣の名前等のみならず,それ以外にも注目すべき相異が確認され,タポ写本は,『二巻本訳語釈』の一写本ではなく,全く別のテキストの写本であり,それは,明らかに,仏統会議や大校閲の制度が確立される以前に編纂されたより古い形態を示すものであることが明らかとなった.最後に,タポ写本と『二巻本訳語釈』との構成上の対応関係を示すならば,以下の通りである.

図. タポ写本と『二巻本訳語釈』の構成対照表

タポ写本 (= 『二巻本訳語釈』の旧版)	『二巻本訳語釈』
ラボ子本(一『二巻本が品が』の旧版)	
(A) 編纂の経緯(亥年に贊普がスンカル宮殿	(I.) 編纂の経緯(午年にティデ・ソンツェン
に滞在中, Yon tan と Ting nge 'dzin という二人	王がウンチャンド宮殿に滞在中, 筆頭大臣
の筆頭大徳と,rGyal gzigs と sTag ra という二	Zhang khri gzung ram shags と大臣 Mang rje
人の筆頭大臣等の君臣が合議して, 梵語から蔵	bla lod が中国からの接収品を贊普に献上し、そ
語に訳語を与えたものを決択して欽命により	れに対する贊普の褒賞の返礼として編纂され
定めたこと)	たこと)
欠	(II.) ジナミトラ等やラトナラクシタ等により
	翻訳された仏典の諸訳語が「目録 (dkar chag)」
	として記されたこと.
欠	(IIIIV.)ティソン・デツェン王の時代に翻訳
	された仏典には種々の問題があるので、修正を
	加え語と意味を厳選して訳語を与えたこと.
注意: (A) を参照.	(V.) Yon tan と Ting nge 'dzin という二人の筆
	頭大徳等の君臣の会議に掛け、統一的な翻訳規
	則と訳語を決択して欽命により定めたこと.
翻訳規則の列挙(十規則のうちの 1, 2, 9, 10 の	翻訳規則の列挙 (十規則)
四つのみ)	
(B-C) 欽定の翻訳規則の改変の禁止と、翻訳	(VI.) 欽定の翻訳規則の改変の禁止と、翻訳

院と講説院で訳語を作成することの許可. その	院と講説院で新規訳語を勝手に使用すること
訳語は,仏統と翻訳師院に上程され,欽命によ	を禁じ,作成した訳語は仏統会議と仏典大校閲
って定められてから、目録 (dkar chag) の本文	院に上程し、欽命により定められてから、用語
に記載されること.	目録の本文に記載されること.
(D) 密教経論の翻訳制限.	(VII.)密教経論の翻訳制限.
(E) 書名に相当するものと以上の序文が第一	注意:現行の版本には相応する一文が見られる
巻に当たることを示す一文.	が、敦煌写本とナルタン古写本には欠落してい
	るので、後代の付加と推定される.

註. 図表中の A-E; I.-VII.の番号は、筆者が両序文を訳出する際に便宜上付けた整理番号である.

『二巻本訳語釈』旧版の成立年代

以上、タポ写本のテキストが、現行の『二巻本訳語釈』とは明らかに別のもので あることが確認されたので、次に、懸案の「亥年」という年代について検討したい. ティソン・デツェン王(在位 754-797)の時代には, 亥年は, 759,771,783,795 年 の四回巡ってくるが、チベット初の仏教教団成立の契機となった「試みの六人」の 受戒と,サム工崇仏誓約詔勅が発布されたのは,776 年とされるので60,当然,欽 定訳語集の制定はそれ以降のことであり、パンルン・リンポチェの考証通り、783 年と 795 年の何れかということになる. そのうち, この亥年は 783 年に確定してよ いかと思われる 61 . その論拠は、ギェルシク(rGyal gzigs)とタクラ(sTag ra)の 両者の「筆頭大臣(blon chen po)」としての在任期間である. 即ち, 序文によれば, この両者は,亥年に共に筆頭大臣の職位にあったとされるが,佐藤長の考証によれ ば、795年に筆頭大臣を務めていた人物は、ナナム・シャンギェルツェン・ラナン (sNa nam zhang rgyal tshan/mtshan lha snang) である(佐藤 1959, p. 824). 彼は, 貞元十二年(796)年に亡くなるまで(同,p. 692),筆頭大臣に職位にあったとさ れるので、もし本書が795年に記されたのであれば、当然、筆頭大臣として、シャ ンギェルツェン・ラナンの名前が記されて然るべきであるが、実際にはそうではな い. 他方,同じく佐藤によれば、ギェルシクは、大暦三年(768)には筆頭大臣と

⁶⁰ 山口 1978, pp. 6, 22 参照.

⁶¹ Scherrer-Schaub 2002, pp. 289-292 でも,この亥年の年代考証が行われており,確言はされていないが,783 年の可能性が高い旨が指摘されている.

なっており、その後、建中二年 (781) から三年 (782) 頃までその職位にあった (同, p. 626f.). 『編年記』によれば、このギェルシクの後を継いで、筆頭大臣となった のがこのタクラであり、タクラの後を継いだのがシャンギェルツェン・ラナンである (DTH, p. 102). それ故、ギェルシクとタクラの両者が筆頭大臣であった亥年は、783 年以外には考えられない⁶².

この 783 年という年は、「試みの六人」の受戒とサム工崇仏誓約詔勅が発布された 779 年から僅か四年後のことであることは注目に値しよう。既にその時に、ティソン・デツェン王は、仏典翻訳を吐蕃王朝の国家事業として打ち立てていたことを示しているからである。しかも、それは、インド仏教の導入を正式に定めたサムエの法論(792-794 年)の十一年も前のことである。この『二巻本訳語釈』の旧版の序文には、「インド語からチベット語に訳語を与えたものを決択して欽命によって定めたもの」(1a1f.)と明記されており、原典の言語としてインド語しか言及されておらず、中国語への言及はない。それ故、サムエの法論に先立ち、中国系の仏教ではなく、インド系の仏教を導入する方向で仏典翻訳事業が既に始動していたことがこの序文から判明するのである。このことは、サムエの法論の意義を考える上でも興味深い事実である。

なお、チベット史書には、skad gsar bcad に三つの段階が起こったと伝えられており、タポ写本のテキストは、その最初の段階を示すものである可能性がある。これは、skad gsar bcad の意味とその起源にも不可離に関わる重要な問題なので、この件については、後で別途検討しよう。

『二巻本訳語釈』の奥書

以上,『二巻本訳語釈』の序文とタポ写本の序文を訳出して,その内容の比較対照を行った.『二巻本訳語釈』の成立事情については,その奥書もまた重要な資料であるが,残念ながら,タポ写本には奥書きの部分が残されていないので,ここでは,現行の『二巻本訳語釈』の奥書きのみを訳出して検討しよう. 奥書は,(I.)三

 $^{^{62}}$ 佐藤長は,『編年記』に見られるギェルシク→タクラ→シャンギェルツェン・ラナンの順序は誤りであり,ギェルシク→シャンギェルツェン・ラナン→タクラとすべきであり,タクラをティソン・デツェン王の時代の筆頭大臣ではなく,その次代の筆頭大臣の冒頭に位置付けているが(佐藤 1959, pp. 824-826, n. 5),それは誤りであり,『編年記』の記述の通りであることが,この序文から確認される.

種の Vyutpatti 文献の書名及び『二巻本訳語釈』の語義を示す部分,(II.)『二巻本訳語釈』の編纂事情を示す部分,(III.)本書が『二巻本訳語釈』の原本 (bla dpe,正本)の写し(謄本)であることを示す部分,(IV.)『二巻本訳語釈』の編者を示す部分の四つからなる.このうち,第四の部分は,ナルタン古写本のみに見出される.

「(I.) (1) Mahā-vyutpatti⁶³, Bye brag tu rtogs byed chen po (Skt. 語源解説大篇; Tib. 個別的に理解させるものの大篇). (2) Madhya-vyutpatti, Bye brag tu rtogs byed 'bring po (Skt. 語源解説中篇; Tib. 個別的に理解させるものの中篇). (3) Svalpa-vyutpatti, ⁶⁴ Bye brag rtogs byed chung ngu (Skt. 語源解説小篇; Tib. 個別的に理解させるものの小篇).

この Vāc-vyutpatti⁶⁵, sKad byed brag tu bshad pa (Skt. [仏教] 用語の語源解説; Tib. [仏教] 用語を個別的に解説したもの) は, [そのうちの] 中篇である. [これは] 大篇の難解な箇所と語の典籍 (文法学書, i.e., 語源解説) とを結びつけて解説した (chen po'i dka' ba'i gnas dang sgra'i gzhung dang sbyar te bshad pa) Pañjikā-madhya-vyutpatti (難語釈・語源解説中篇) である.

(II.) ウンチャンド宮殿 (pho brang 'On cang do/rdo) において、チベットとインドの一切の親教師 (mkhan po) により仏教用語 (chos skad) が決択されて、君臣が合議して稿本 (reg zid⁶⁶) となさったもの、新しい [仏教] 用語の訳語 (skad gsar gyi ming) で以前に未出であるもの (sngar ma thogs pa) と決択されていなかったもの (gtan la ma phab pa) に対して、諸学者が集まり訳語を与え決択して、神贊普ティデ・ソンツェン (lHa btsan po Khri lde srong btsan) が請願し欽命によって定めて (bkas bcad de)、改変されないよ

⁶³ ナルタン写本では、vyutpatti の部分が、全て、vyutpata と記されている (79b).

⁶⁴ ナルタン古写本では, kulya- (79b2). 石川校訂本では, svalpa- (p. 127.9), Simonsson 1957, p. 263 では, kṣudra-, 山口 1979, p. 9 では, alpa-, Penpa 2011, p. 160 では, kvalpa- の読みを示す. 今は, 暫定的に, 石川校訂本の読みを取っておくが, 検討課題である.

⁶⁵ 山口 1979, p. 9 と石川 1993, p. 144 では, 共に, vaca-の読みを示すが, その場合, Simonsson 1957, p. 263 や Penpa 2011, p. 160 に示唆されているように, 連声の点から vaco-と読む必要がある. 他方, ナルタン古写本では, bā tsa- (vāca-) と表記されており (79b2), 複合語の前支は vacas ではなく, vāc の可能性がある. 今は, ナルタン古写本の読みを尊重して, vāc-で読んでおく. 既に, 酒井 1955, p. 1 には, その読みが示されているが, 根拠不明である.

⁶⁶ この語は,『蔵漢大辞典』や『古語辞典』に未記載だが,両辞典に記載されている reg zig (筆記, 草稿,稿本)の意味で解釈しておく. 山口 1979, p. 9, n. 25; 石川 1993, p. 144, n. 3 参照.

うにしたもの(=本書)が完成した.

(III.) [以上は] 欽命により定められたもの (bkas bcad pa) を原本 (bla dpe) の通りに記したものであり、他の者によっても以上の通り些かも改変されていないのである (gzhan gyis kyang de bzhin du zur ma bcos so⁶⁷).

『二巻本訳語釈』(sGra sbyor bam po gnyis pa) である.

(IV.) インドの親教師ジナミトラ (Jinamitra) とスレーンドラボーディ (Sulendrabodhi) とダーナシーラ (Dānaśīla) 等と,チベットの翻訳師ラトナラクシタ (Ratnarakṣita) とダルマターシーラ (Dharmatāśīla) とジャヤラクシタ (Jayarakṣita) 等により,欽命により定められた諸々の難解な用語 (skad dka' ba rnams bkas bcad pa) が最初から最後まで解説された.」(石川校訂本 p. 127; 民族出版社本 p. 204f.; ナルタン古写本 79b1-80a6)

この奥書は種々の意味で貴重な情報を提供する重要な資料である。まず、(I.) によれば、vyutpatti という書名を有する著作が大中小の三篇あったことになる。このvyutpatti という語は、vy-ut √pad(派生する)というサンスクリット語の動詞語根から派生した名詞であり、語義的には、「派生(derivation)」を意味し、端的には、諸々の語がそこから派生したところの「語源(etymology)」。ないし、その語の派生の仕方を解説する「語源解説(etymological interpretation)」を意味する⁶⁸.これは、「翻訳名義」と和訳されてきたが、それはその著作の性質から付けられた意訳に過ぎない。問題は何故に、この梵蔵対照用語集が「語源」や「語源解説」を意味する vyutpatti という語により名づけられたのかということである。このことは、これまで一連の先学達により等閑視されてきたが、同書の性格を考える場合、一考

 $^{^{67}}$ この最後の一文の語義が些か判然としない. 今は暫定的に, zur ma bcos so を, zur tsam yang ma bcos so で解釈しておくが,検討課題である。石川 1993, p. 144 では,「他の人もこの通りに,部分を改変しないこと」と命令の意味で訳しており,意味的には通じるが,bcos という語は命令形ではなく,また終辞で終っているので,従わないでおく。実際,これは稿本の一部なので,詔勅を示すものではない.他には,「他のものによってもそのとおりに一箇所も改変されていないものである」(山口 1979, p. 9); "die ohne Abweichung (? mi bcos par) zu befolgen war" (Simonsson 1957, p. 263)

⁶⁸ 『梵英辞典』p. 1521; 『文法学辞典』p. 380 参照. 特に後者では, この vyutpatti という語は, "derivation of a word from a root which formed a special feature of the Nairukta school for Vedic scholars in ancient times; the word *nirvacana* is used in the same sense" と解説されている. つまり, 動詞語根から如何にその語が派生したかを示す用語である. ここに vyutpatti の同義語として示された nirvacana という語は、『梵英辞典』p. 918 には、第三の語義として、"Etymological interpretation, etymology"の訳が示されているが、それに当たる.

に値する問題である.この点については、後で一章を設けて検討しよう.

『二巻本訳語釈』の付加部分

『二巻本訳語釈』の奥書に関して注目すべき点は、(III.) の部分に示唆されてい るように、現行のテキストが『二巻本訳語釈』の原本(bla dpe、正本)そのもので はなく,その写し,即ち,謄本('og dpe)であることである.即ち,『二巻本訳語 釈』の原本に相当する部分は,この奥書きのうち,(II.) の部分までであり⁶⁹,(III.) の部分は、その謄本を作成する際に、原本に対して後で付加された部分と解釈すべ きである⁷⁰. さらに, 留意すべきは, 『二巻本訳語釈』(*sGra sbyor bam po gnyis pa*) という書名は、この付加部分のみにあり、『二巻本訳語釈』の原本には見出されな いことである、このことは、その書名が本来の書名ではなく、後で付された仮称な いし略称に過ぎないことを示唆している. 本書の本来の書名は, (I.) の部分に明記 されているように、梵語では、Vāc-vyutpatti、チベット語では、sKad byed brag tu bshad pa であり, 大集の難語釈であることから, Pañjikā-madhya-vyutpatti (難語釈・ 語源解説中篇)とも称される.そのように考える場合,一連の版本に見出される表 題もまた,後代の付加に過ぎないことは言うまでもない.実際,表題は諸版本によ り一致しておらず,デルゲ版やチョーネ版では,sGra sbyor bam po gnyis pa bzhugs とあるが、ナルタン版や金写版では、sGra sbyor bam po gnyis pa zhes bya ba bzhugs so とあり、北京版には表題そのものがない. ナルタン古写本にも表題がないことと 併せて考えるならば、本書には表題は本来存在していなかったと考えるべきである. 纏めるならば、現行の『二巻本訳語釈』において付加部分と推定されるものは以下 の通りである.

- 1. 表題(石川校訂本 p. 1.1)
- 2. 冒頭部の帰敬文と巻数を示す一文(同本 p. 1.2)
- 3. 序文末尾に付された書名と巻数を示す一文(同本 p. 4.36-38)
- 4. 奥書きの (III.) の部分 (同本 p. 127.19-20)
- 5. 奥書きの (IV.) の部分 (同本欠. ナルタン古写本 80a4-6)

⁶⁹ 吐蕃期の行政文書に,この bla dpe と'og dpe の二つが見られることについては,山口 1979, p. 15 参照. この用例は,チャンプ碑文にも見出されるが,それについては後で紹介しよう.

⁷⁰ 原田 1979b, p. 11 では、この奥書き全体が後代の付加とされるが、(III.)に先行する部分は原本にあったと解釈すべきである.

この謄本の作成が何時なされたのかは定かではないが、恐らくは、原本の成立とほぼ同時期になされたものと推定される.実際、(IV.)に示された『二巻本訳語釈』の編者に関する情報は、同書の編纂事情について知悉していた人物によるものによることは疑いない. それ故、この(III.)と(IV.)の二つの部分は、何れも、原本成立の814年より久しからぬうちに作成されたものと推定される.

問題は、ナルタン古写本のみに見出される(IV.)の部分が、謄本作成を示す(III.)の部分と共に付加されたのか、あるいは、さらに後になってから付加されたものであるのかという点である。この点については情報不足のため定かではないが、現行の諸版本はこの(III.)の部分までで終っている点、さらには、この(III.)の部分が、sGra sbyor bam po gnyis pa'o// という書名(略称)を示す文章で完結している点を鑑みるならば、謄本作成時にはこの(III.)の部分のみが作成され、さらに後になってから、(IV.)の部分が付加されたと見なすほうがより自然かと思われる。但し、謄本は複数作成されたことはほぼ疑いないところなので、(III.)の部分のみを有する謄本と、(III.)と(IV.)の二つの部分を有する謄本の両方がほぼ同時期に作成された可能性も否定できない。この点は、前伝期に遡る他の古写本の披見に恵まれない現状、確言できないので、今後の検討課題として残しておきたい。

第三の序文末尾に付された書名と巻数を示す一文は、敦煌写本とナルタン古写本の両方に見出せないので、後代の付加と思われるが、但し、タポ写本にはこれに相当する文章が見出される。それ故、ティソン・デツェン王の時代に編纂された旧『二巻本訳語釈』にはこの文章が存在していたことはほぼ疑いないので、その点を鑑みるならば、諸版本に見られる通り、この一文が最初から存在していた可能性も否定できない。しかし、敦煌写本のみならず、ナルタン古写本にもこの部分が欠落している事実は無視できないので、本稿では、この一文は後代の付加と考えておきたい。この点もまた今後の検討課題の一つである。

『二巻本訳語釈』の編者

以上の付加部分のうち、ナルタン古写本のみに付された(IV.)の部分は、『二巻本訳語釈』の編者を明記する点で極めて注目すべき資料である。それによれば、インド人の軌範師としては、「ジナミトラとスレーンドラボーディとダーナシーラ等」、チベット人の翻訳師としては、「ラトナラクシタとダルマターシーラとジャヤラク

シタ等」の名前が列挙されている。ところで、この一連の名前は、実は、『二巻本訳語釈』の序文に言及された「目録(dkar chag)」を記した編者達の名前とほぼ一致するのである。この目録は序文の後続の文章で「用語目録(skad kyi dkar chag)」と換言されているので、以下、「用語目録」と称することにする。その編者は一覧で示すならば通りである。

図.「用語目録」(*『翻訳名義大集』元本)と『二巻本訳語釈』の編者一覧

	「用語目録」の編者	『二巻本訳語釈』の編者
Ι	Jinamitra; Surendrabodhi; Śīlendrabodhi;	Jinamitra; Surendrabodhi; Dānaśīla, etc.
	Dānaśīla ; [Bodhimitra(ナルタン古写本欠)]	
	etc.	
Т	Ratnarakșita; Dharmatāśīla; Jñānasena	Ratnarakșita; Dharmatāśīla; Jayarakșita,
	(alias, Ye shes sde); Jayarakşita;	etc.
	Mañjuśrīvarman; Ratnedraśīla, etc.	

I = Indian pandita; T = Tibetan lo tsā ba

太字で示した者達が両者に共通して言及されている人物である。『二巻本訳語釈』の編者は、全て用語目録の編者として見いだされるの対して、その逆に、用語目録の編者で、『二巻本訳語釈』の編者として見いだされないものは数名見られる。特に、大校閲翻訳師であるイェシェデの名前が見いだされないことが注目に値する。一つの可能性としては、『二巻本訳語釈』の編者一覧の箇所には、「等」という語が付されているので、用語目録の編者の箇所に挙げられている残りの人物達も含意されていることが考えられる。しかしながら、「等」という語が付されているのは、用語目録の編者一覧の箇所でも同様であり、必ずしもその保証はない。また、特に代表的な編者だけを挙げているとしても、『二巻本訳語釈』の編者の代表格に、イェシェデの名前が見いだされないことは無視できない事実である。このことは、イェシェデは、用語目録の編纂には参与したが、『二巻本訳語釈』の編纂には関わらなかったか、あるいは、関わったとしても主導的な役割は果たさなかった可能性を示唆している。この点は検討課題だが、ただ何れにせよ、この両者の編者はほぼ共通しており、両著作の編纂がほぼ共通の編者達によりほぼ同時期に行われたことは

事実として認めてよいと思われる.

以上,『二巻本訳語釈』の序文及び奥書きを訳出し,併せて,後代の付加部分と想定される箇所やナルタン古写本のみに記された『二巻本訳語釈』の編者について検討した。さらに,タポ写本に見られる序文を訳出・検討した結果,これが既存の『二巻本訳語釈』とは異なるテキストであることが再確認された。これ以外にも,この両著作の序文と奥書きは,吐蕃期の仏典翻訳事業を考察する上で貴重な資料の宝庫となっている。そこで,以下に,その点について考察しておこう。取り上げる主題は,1.吐蕃王朝仏典翻訳事業の組織形態,2.sGra sbyor bam po gnyis pa とMahā-vyutpatti の語義と内容,3.zhu chen(大校閲)と skad gasr bcad(欽定新訳語),4.『二巻本訳語釈』と『翻訳名義大集』の成立過程の四点である.

(1) 吐蕃王朝仏典翻訳事業の組織形態

新旧二つの『二巻本訳語釈』の序文からは、吐蕃王朝の仏典翻訳事業の組織に関する情報を極めて大雑把な形であるが得ることが出来る.この組織は、同時に大蔵経及びその目録編纂にも直接的に関わっていたことは疑いないので、それについてまず最初に検討しておくことにしたい.ティソン・デツェン王の時代に編纂された旧『二巻本訳語釈』には、以下の四つの組織が挙げられている.

- (1) 翻訳院(sgyur gra)
- (2) 講説院 ('chad gra)
- (3) 仏統(bcom ldan 'das kyi ring lugs)
- (4) 仏典翻訳師院 (dharma bsgyur ba'i lo tsā ba'i gra, lit. 仏典を翻訳する翻訳師院)

同様の四つの組織は、ティデ・ソンツェン王の時代に編纂された新『二巻本訳語 釈』にも見出されるが、微妙な異同が確認される。それは以下の通りである⁷¹.

- (1) 翻訳院 (bsgyur ba'i gra/grwa, abbr. *bsgyur grwa)
- (2) 講説院 ('chad pa'i gra/grwa, abbr. *'chad grwa)
- (3) 仏統会議 (bcom ldan 'das kyi ring lugs kyi 'dun sa)

⁷¹ この四つの組織については,既に羽田野 1983, p. 307 に言及・解説されている.他には,原田 1983, p. 99 参照.

(4) 仏典大校閲院(dharma zhu chen 'tshal ba'i gra/grwa)

この両者を比較対照しつつ,これら一連の組織の内実について考えてみよう.そ の委細については具体的な説明がないので、憶測の域を出ないが、まず、翻訳院と は、文字通り、仏典翻訳を担当する部門であることは疑いなかろう. インド人の軌 範師(ācārya, 阿闍梨)とチベット人の翻訳師(lo tsā ba)達は,この部門に属し, 仏典翻訳に直接的に携わったと推定される.これに対して,講説院は,翻訳院にお いて翻訳された仏典を講義・研究する学校ないし研究機関に相当する組織であった と推定される. チベットに仏教を導入するに際しては、仏典を単に翻訳するだけで はなく、その内容を修学し理解する必要があった。さらには、翻訳された仏典の訳 語や訳文の是非を大校閲を行う前に検討する必要もあったであろう. そのための部 門がこの講説院である. チベットにおいては仏典翻訳は基本的にインド人の軌範師 とチベット人の翻訳師の共同作業であったが, 仏典翻訳が国家事業であった以上, それを支援するチームがあったことは当然予想される. 講説院はその役割をも果た していたと思われる. ちなみに、後代のチベット僧院には、往々に bshad grwa (講 説院)と称される組織が見出されるが,これは,特に顕教の教義を講義する学校で あった. 恐らくは, この 'chad pa'i grwa/ 'chad grwa という組織を起源とするもので あったと推定される. この両組織は、新旧二つの『二巻本訳語釈』に等しく言及さ れており、大きな相異は認められない.

これに対して、後の二つの組織は明らかに翻訳院と講説院よりも上位の組織である。新『二巻本訳語釈』に言及される仏典大校閲院とは、文字通り、仏典の大校閲(zhu chen)を行う部門である。翻訳院において翻訳された仏典は、この仏典大校閲院において最終的な校訂がなされ、仏統会議で審議された後で、国王(贊普)に奉納され、国王の欽命によって欽定翻訳として正式に定められたことが序文の記述から窺われる。大校閱翻訳師(zhu chen gyi lo tsā ba)と称せられる最高位の翻訳師は、この仏典大校閲院に所属していたものと考えられる。この仏典大校閲院が何時頃から組織されたのかということは、諸史料には明らかでないが、旧『二巻本訳語釈』では、この肝心の「大校閲」という用語がなく、単に、「仏典を翻訳する翻訳師院」としか記されていない。このことは、この旧『二巻本訳語釈』が編纂された783年にはまだ大校閲の制度が成立していなかったことを示唆している。この仏典大校閲院の成立については、大校閲及び大校閲翻訳師の起源とも不可離に関わって

いるので、後ほど、その両者と併せて検討することにしたい.

なお、旧『二巻本訳語釈』に言及された翻訳院と仏典翻訳師院の違いは定かではないが、文脈から、後者がより上位の組織であることは疑いないので、より高位の翻訳師が所属した部門が後者であり、それ以外の中位及び下位の翻訳師が所属したのが前者であるかと考えられる.

他方,仏統会議とは,翻訳事業に限定されるのではなく,吐蕃期チベット仏教界の首脳組織であったと推定される.ここで「仏統」と訳した bcom ldan 'das kyi ring lugs という語は,語義的には,「世尊の伝統(師資相承)」という意味であるが,そこから転じて,そのような世尊の伝統を保持する釈門の宗師を意味する語としても用いられており 72 . 同義語として,「法統(chos kyi ring lugs)」という表現も見出される 73 . この称号は,かの法成(Chos grub 74)にも与えられたものであるが,これは,敦煌仏教界の最高位である「都僧統」に相当する役職と考えられている 75 .

72

^{72 『}蔵漢大辞典』によれば、ring lugs という語は、ring du gnas pa'i lugs srol(久しく存続する伝 統/学統)という意味であり、転じて、そのような伝統を保持する宗派の貫主の名称(chos lugs kyi go ming) の意味でも用いられる. 現代語では,「主義」に相当する語であり, 例えば, martso ring lugs は、「民主主義」という意味である(同, p. 2695). この bcom ldan 'das kyi ring lugs と いう語は, 先学により種々に訳されている. 古くは, シモンソンにより, "die alte Lehre des Bhagavān* (Simonsson 1957, p. 259) と訳され, 古い世尊の学説と解釈されたが, トゥッチは, "the representative of the (doctrine of the) Blessed One, the transmitter of the Law, the man who continues the tradition of the Law, viz. the abbot" (Tucci 1985, p. 57) と訳し,管長の意味で取っているのに 対して, リチャードソンは, "one who maintains or transmits the "law" — the doctrine — of the Buddha" (Richardson 1985, p. 53, n. 12); "the abbots who carry on the doctrine of the Buddhism" (同, p. 79), "a governing council for Buddhism" (同, p. 93) と種々に訳している. 山口瑞鳳は,「管長, 貫首」(山口 1975, p. 656, n. 13),「管長」(山口 1978, p. 8),「世尊の宗徒」(山口 1979, p. 8) と訳しているが, 山口 1985, p. 48f., n. 21 では, 「一般の ring lugs は「僧統」, その首席は「都 [僧] 統」に相当するであろう」と解説している.他方,原田覚は,「都僧統」(原田 1982b,p. 608) と訳し,羽田野伯猷は,bcom ldan 'das kyi ring lugs kyi 'dun sa を,「仏教総理宮内府」(羽 田野 1983, p. 307) と訳した上で、「これをシナの僧官制度にたとえていえば、中央のく世尊の リンルク>は、シナの<僧正>に、そして敦煌などの地方のそれは<大蕃国都統>として、さし ずめ<僧正司>といったところではないでしょうか」(同 p. 310)と解説している.上山大峻は, 上山 1967, p. 151 では,bcom ldan 'das kyi ring lugs を「世尊の宗徒」,即ち,「釈門」と解釈し ているが、上山 1990, p. 109 では、それを「チベット仏教界の最高職」とした上で、漢文では「都 僧統」に当たると解説している.

⁷³ 『賢者喜宴』p. 379.18, 21 参照. そこではバ・セルナンとバ・ペルヤンが chos kyi ring lugs を務めた旨が明記されている. Tucci 1958, p. 56, n. 2 参照.

⁷⁴ この法成については、上山 1967, 1990 を参照.

⁷⁵ この解釈の根拠は、法成の肩書にある. 即ち、法成には、彼の翻訳仏典の奥書から、bcom ldan 'das kyi ring lugs (P174/D555) や、bcom ldan 'das kyi ring lugs pa (P370/D692; P374/D694; P523/D898) という称号が確認されるが、これは、彼の『瑜伽論分門記』に記された「大蕃国都統三蔵法師沙門法成」という呼称中の「都統」(=都僧統)に当たる表現と比定される. ちなみに、この用例から、ring lugs は、ring lugs pa (ring lugs を有するもの)の意味で使用されている

この都僧統は、元来、中国仏教界の僧官位の一種であり、中国皇帝の告身によって任命されたものであるが、敦煌でも使用されており、敦煌仏教界の最高位の役職である⁷⁶. 敦煌では通常一人しか選出されなかったのに対して、吐蕃王朝では、「仏統会議 (bcom ldan 'das kyi ring lugs kyi 'dun sa)」という表現に示唆されているように、複数の人物がこの役職にあった。さらに、この仏統と大校閲翻訳師は同一人物が兼任可能であったことは、法成の事例から確認されるところである⁷⁷.

注目すべきは、この仏統会議は、旧『二巻本訳語釈』には見出されず、代わりに、「仏統」が挙げられている点である。このことから、この仏統会議もまた、旧『二巻本訳語釈』が編纂された 783 年にはまだ成立しておらず、783 年から 814 年までの間に成立したものであることが分かる。

ところで、この「仏統」は、これまで一連の学者により中国僧官位の一つである「都僧統」に比定されてきたが、果たして、吐蕃王朝が、中国の僧官位制度を受容して、都僧統に相当する地位として bcom ldan 'das kyi ring lugs を制定したということは定かではない。一つの可能性としては、敦煌を経由して中国唐代の僧官位制度が吐蕃に伝わった可能性はある。敦煌が吐蕃の支配下に入ったのは、786年のことであるが、その前後に、中国系の禅仏教と共に、都僧統等の中国の僧官位制度が吐蕃に伝わり、bcom ldan 'das kyi ring lugs という僧官位が制定されたことは十分にあり得る話である。ただ、現状、その資料的裏付けは取れておらず、さらには、当時既に敦煌で都僧統が成立してか否かも定かではない。史料による限り、敦煌の最も早い都僧統は、洪辯であり、大中五年(851)の告身が残されているが、それ以降の帰義軍時代の都僧統の系譜は明らかにされているものの、吐蕃統治時代については、帰義軍時代に比べて史料が極端に少ないため定かなことは知られていないのが実情である78.

他方,チベット史料では,この仏統は,歴史的には,かのシャーンタラクシタが 亡くなった後,バ・セルナン (sBa gsal snang),別名,バ・イェシェワンポ (sBa ye

ことが確認される. 法成の一連の著作とその肩書については, 上山 1990, pp. 85-92 参照.

⁷⁶ この都僧統を含む敦煌仏教界の僧官制度については, 竺沙 1982, pp. 329-425 を参照.

⁷⁷ 一例を挙げるならば、Ārya-mukhadaśaikavidyāmantrahṛdaya-nāma-dhāraṇī (P374/D694) の訳 跋にはこう記されている. P 21b5-6: zhu chen gyi mkhan po lo tstsha ba bcom ldan 'das kyi ring lugs pa ban de Chos grub kyis rgya'i dpe las sgyur cing zhus te gtan la phab pa// // 上山 1990, p. 88 参照. 78 竺沙 1982, pp. 332-359, esp. p. 359 参照.

shes dbang po)がティソン・デツェン王により、シャーンタラクシタの後継者として任命されたのが、始まりとされる⁷⁹.シャーンタラクシタは、周知のように、チベットにおける仏教導入に指導的役割を果たした人物であるが、彼がチベットに導入した仏教の伝統を受け継ぐ者が、その原義であったと考えられる。特に、ここで「世尊の伝統」とは、単なる仏教教義の学統のことではなく、端的には、戒律の伝統、即ち、戒統(mkhan rgyud)を含意している。バ・イェシェワンポは、受戒に際してシャーンタラクシタが親教師(mkhan po)を務めた試みの六人のうちの一人であるが、その際、シャーンタラクシタから説一切有部系の戒律の伝受を受けた。恐らくは、bcom ldan 'das kyi ring lugs とは、元来、シャーンタラクシタがチベットに齎した戒統を意味し、そこから派生して、その戒統を受け継ぐ比丘を、そのように称したと解される。親教師から戒統を伝受されるということが、僧侶にとって決定的に重要なことであり、シャーンタラクシタを特に、「親教師ボーディサットヴァ(mkhan po Bodhisattva)」と称するのも、それが理由である。

それが転じて、チベット仏教界の最高位を指すようになったのは、シャーンタラクシタの戒統を受け継ぐ者達の中でも、その筆頭弟子と見なされていたバ・イェシェワンポに対して、ティソン・デツェン王が特にこの称号が授けたことが契機となっている。その後、この地位をバ・ペルヤン(sBa dpal dbyangs⁸⁰)が引き継いだことまでは伝えられているが⁸¹、それ以後の動向は定かではない。また、チベット史料には、この地位について、中国の影響を示唆する記述は全く見られない。

以上が、bcom ldan 'das kyi ring lugs という語の意味と、それがチベット仏教界の最高位に位置付けられた経緯である。纏めるならば、bcom ldan 'das kyi ring lugsとは、恐らくは、シャーンタラクシタがチベットに伝えた戒統ないしそれを保持する者がその原義であり、史料による限り、ティソン・デツェン王がシャーンタラクシタの後継者としてバ・イェシェワンポにその称号を授けたことが直接の起源である。国王が任命したという点に、中国の影響を見ることが出来ないわけではないが、そこまで全て中国の影響に帰する積極的な理由があるとも思えない。それ故、ここでは、中国の影響は留保付きとして、bcom ldan 'das kyi ring lugsには、「都僧統」

^{79 『}バシェ』p. 133 参照. その箇所は、『賢者喜宴』p. 381 にも引かれている.

⁸⁰ この人物については、山口 1975 参照.

⁸¹ 『バシェ』p. 135.4f.; 『賢者喜宴』p. 382.17f.参照. その周辺の事情については, 山口 1978, p. 8 参照.

という訳語を与えずに、その意味を取って、「仏統」と訳しておくことにする.

以上は仏統の起源についてであるが、旧版『二巻本訳語釈』の序文には、仏統が登場しているので、783年には既に成立していたことが確認される。仏統は、シャーンタラクシタの没後に成立したものであるが、779年の「試みの六人」の受戒時には、シャーンタラクシタは戒師を務めたことが知られているので、端的には、779年から783年の四年間の間に、シャーンタラクシタが逝去し、その同年、ないしその後久しからぬうちに、仏統が成立したことになる。

問題は、何時頃からその仏統位に複数の人物が任命され仏統会議を組織するようになったのかということである。『バシェ』(sBa bshed)には、バ・イェシェワンポがティソン・デツェン王により仏統に任命された直後の記述に、「神法会議(lha chos kyi 'dun/mdun sa)」へ言及した記述が見出される82.これは、それは内容から明らかに、「仏統会議(bcom ldan 'das kyi ring lugs kyi 'dun sa)」に相当するものであり、もしこの『バシェ』の記述が史実を反映しているのであれば、既にティソン・デツェン王の時代に仏統会議が成立していたことになる。しかし、783年編纂の旧『二巻本訳語釈』には、仏統への言及はあるが、仏統会議への言及は見られないので、ティソン・デツェン王の時代にこの仏統会議が成立したとするならば、それは、783年から797年の間ということになる。

しかるに、この仏統会議は、『二巻本訳語釈』以外には、ティツク・デツェン王 の時代の碑文にも明確に言及されているが、ティソン・デツェン王の時代の碑文に は言及が見られず、『バシェ』の記述以外には、ティソン・デツェン王の時代に仏 統会議が成立していたことを示す確実な資料的裏付けは取れていない.

史料の上で bcom ldan 'das kyi ring lugs kyi 'dun sa という用語が登場するのは、恐らくは、前述の『二巻本訳語釈』(814年)の序文が最初であるが、ティデ・ソンツェン王の時代に属するカルチュン碑文には、仏統位が複数存在していたことを示す記述が確認される。そこには、同王による崇仏誓約詔書が提示されているが、そこには以下のような文章が見出される。

de'i nang nas nus pa las// <u>bcom ldan 'das kyi ring lugs</u> rtag tu bsko zhing// <u>bcom</u> ldan 'das kyi ring lugs byed pa'i rnams chos 'khor nas bya'o cog gi bka' la yang

-

^{82 『}バシェ』p. 133.11; 『賢者喜宴』p. 381.11 参照.

btags ste// ... (Tucci 1950, p. 106f.; Richardson 1985, p. 78;『賢者喜宴』p. 411) 「そのうち (=仏法を信奉する者達のうち),能力のある者から,仏統 (bcom ldan 'das kyi ring lugs)が常に任命され,仏統を務める者達(bcom ldan 'das kyi ring lugs byed pa'i rnams) は法輪を廻さなければならないという全ての欽命を下して, ...」

この記述から、この仏統位は、ティデ・ソンツェン王の時代には常任とされ、かつ、複数の人物が任命されていたことが読み取れる。この bcom ldan 'das kyi ring lugs byed pa'i rnams という複数形の語により、仏統会議が示唆されている可能性はあるが、直後に紹介するチャンプ碑文に見られるように、その名称が明記されていないので、この時代には、まだ、「仏統会議 (bcom ldan 'das kyi ring lugs kyi 'dun sa)」という呼称は定まっていなかったか、あるいは、むしろ仏統会議という組織自体が確立していなかった可能性が高い。このカルチュン崇仏誓約詔書の成立は、シャイラカン (Zhwa'i lha khang) 碑文が成立した 812 年の前に置かれるが⁸³、シャイラカン碑文には、仏統を示す ring lugs という語は二回見出されるものの、仏統会議への言及は見られず⁸⁴、シャイラカン碑文の成立時にも、仏統会議はまだ成立していなかった可能性が高い。もしこの想定が妥当であれば、仏統会議の成立は、シャイラカン碑文が成立した 812 年以降、814 年以前ということになり、端的には 813 年頃のことと推定される。これは、814 年の『二巻本訳語釈』の改訂とほぼ軌を一にして仏統会議が組織されたことを示唆するものである。

他方,ティツク・デツェン王の時代に属するチャンプ(lCang bu)碑文には,はっきりとこの名称が明記されている.

gtsug lag khang gi rkyen bcad pa'i dkar cag dang/ bsngos yig bla dpe ni// bcom ldan 'da's ring lugs kyi 'dun sar bzhag// 'og dpe ni// 'On cang do gtsug lag khang gi gnas brtan dang/ mngan la stsald// (Tucci 1950, p. 89; Richardson 1985, p. 100)

「寺の財産譲渡目録と廻向文の原本 (bla dpe, 正本) は、仏統会議に託し、 謄本 ('og dpe) は、ウンチャンド寺の上座と管理人⁸⁵に下す.」

⁸⁴ Richardson 1985, p. 52 参照.

⁸³ 山口 1978, p. 23 参照.

⁸⁵ この mngan という語は、『古語辞典』p. 123 に、gnyer ba (管理人) の意味で記載されている

ここから、この仏統会議は、ティデ・ソンツェン王の時代以降、続く、ティツク・デツェン王の時代にも存続していたことが確認されたことになる。またこの記述では、寺の財産譲渡目録の原本が、当のウンチャンド寺に保管されたのではなく、仏統会議に託されているところから、仏統会議が、ウンチャンド寺の上位に位置付けられていたことが分かる。ここから、吐蕃王朝においては、贊普の下に仏統会議が置かれ、諸寺はさらにその下に位置付けられていたことが読み取れるので、仏統会議が、当時の吐蕃王朝仏教界の最高組織であったことが再確認されたことになる。

以上、仏統会議の起源について検討した.纏めるならば、仏統会議は、恐らくはティソン・デツェン王の時代ではなく、ティデ・ソンツェン王の時代において組織されたものであり、続くティツク・デツェン王との二代に渡り、吐蕃王朝の仏教界において首脳組織として君臨した.『二巻本訳語釈』の序文に示唆されているように、仏統会議は、仏典大校閲院と共に、贊普の宮殿(pho brang)、即ち、王宮に所属していた.端的には、吐蕃王朝においては、仏教教団は仏統会議により統括され、その仏統会議は王宮内に置かれて賛普によって直轄されていたのである.この仏統会議は、『デンカルマ目録』の序文にも、その著作請願者として言及されているので、大蔵経目録編纂にも直接的に関与していたことが判明している.それについては、『デンカルマ目録』等の大蔵経目録編纂を論ずる際に併せて論ずることにしよう.吐蕃期の仏教は、往々に国家仏教ないし王朝仏教と称せられるが、そのことは、以上の組織形態に如実に反映しているのである.

以上は、『二巻本訳語釈』序文に言及された組織の解説であるが、更に序文の記述から、以下のような新規訳語の制定の四段階の過程を読み取ることが出来る.

第一段階:翻訳院と講説院において新規訳語が作成される.

第二段階:その新規訳語は仏典大校閲院と仏統会議に上程され審議される.

第三段階:審議が完了した訳語は贊普に奏上される.

第四段階: 奏上された訳語は贊普の欽命によって定められ, 用語目録の本文に追加される.

ここから,翻訳院・講説院→仏典大校閲院・仏統会議→賛普という仏典翻訳事業 における意志決定過程を抽出することが出来る.さらに,所引の記述は,この訳語

ものに当たる.

目録が、一度に成立したのではなく、諸仏典の翻訳の過程において新規の訳語を逐次追加することを通じて徐々に増広していったものであることを示唆するものである。新規の仏典を翻訳すれば、新しい用語が出てくるのは当然のことであり、その都度、上述の過程を経て、欽定訳語を定めていったことは、他ならぬ『二巻本訳語釈』の序文から読み取れるのである。

また,以上の過程は,単に訳語のみならず,仏典の翻訳作業の過程をも示すものと考えてよかろう.即ち,仏典は,最初に翻訳院においてインド人の軌範師とチベット人の翻訳師により下訳が作成され,それは仏典大校閲院及び仏統会議に上程され審議される.そこで仏典の最終的な校訂がなされて,決択した翻訳は贊普に奏上され欽命によって定められた後で,欽定仏典として大蔵経に収められるという流れである.この翻訳された仏典は,『デンカルマ目録』や『パンタンマ目録』の序文によれば,寺院ではなく王宮内に保管されていたことは疑いなかろう.そして,その王宮内に所蔵されていた諸欽定仏典の目録が吐蕃期に編纂された一連の大蔵経目録であった.

(2) sGra sbyor bam po gnyis pa と Mahā-vyutpatti の語義と内容

これまでは、 $Mah\bar{a}$ -vyutpatti は、梵蔵対照用語集を意味し、sGra sbyor bam po gnyis pa は、それに対する難語釈(pañjikā)ということから、前者に収録されている多数の訳語のうち、特に難解な用語のみを取り出して註釈したものと漫然と考えられてきた。しかるに、実のところ、この解釈は余り根拠のあるものではない。そこでまず最初に、ここで、「語源」や「語源解説」を意味する vyutpatti という語が具体的に如何なる意味で用いられているのかを考えて見よう。

この問題を解明する鍵は、実は、『翻訳名義大集』ではなく、『二巻本訳語釈』にある. 即ち、『二巻本訳語釈』では、仏教用語を解説するのに、サンスクリット語の語源分析の手法を用いているのである. 一例を挙げるならば、buddha (Tib. sangs rgyas) という語を解説するのに、まず最初に、mohanidrā-pramatta-prabuddha-puruṣavat (愚痴の眠りにより酩酊したことから覚醒した人の如し)というサンスクリット語の語源分析を提示し、次に、gti mug gi gnyid sangs pas na mi gnyid sangs pabzhin (愚痴の眠りから覚醒したので、眠りから覚醒した人の如し)というそれに

相当するチベット語の訳文を挙げ解説を加えている⁸⁶. この語釈から,buddha のチベット語訳である sangs rgyas の sangs の語義(「覚醒すること」)を提示し,その直後には,別の語釈を挙げて,rgyas の語義を示している.このように,サンスクリット語の仏教用語を,サンスクリット語の語源分析によって解説しているので,そのような著作を vyutpatti と称しているのである.これが,vyutpatti という呼称を有する三種の文献の本来的な意味であった.そして,『二巻本訳語釈』が「大篇」即ち『翻訳名義大集』の「パンジカー(難語釈)」と呼ばれるのは,大集所収の種々の仏教用語の中から特に難解な用語のみを抜出して解説を加えたからではなく,そのサンスクリット語の語源解説に対して,チベット語の解説を付けているからである.パンジカーは端的には,解説ないし註釈の意味に他ならない.

- 1. サンスクリット語の語源分析 = vyutpatti (語源/語源解説)
- 2. それに対するチベット語の解説 = pañjikā (難語釈)

要するに、サンスクリット語の語源分析の部分だけを集めたものが、vyutpatti と云われる作品であり、それに対するチベット語の解説ないし註釈が、pañjikā と呼ばれるものである.そして、この両者を結びつけたものが、sgra sbyor、即ち、

chen po'i dka' ba'i gnas dang <u>sgra</u>'i gzhung dang <u>sbyar</u> te bshad pa 「大篇の難解な箇所と語の典籍(文法学書, i.e., 語源解説)とを結びつけて解説したもの」(石川校訂本 p. 4.36-38)

と称される. 端的には、『二巻本訳語釈』は、サンスクリット語の語源解説(vyutpatti)に対して、チベット語の難語釈(pañjikā)を付けたものに他ならない. ここで、pañjikā という語には、難解な仏教用語を解説するので、「難語釈」と云われる以外に、特に難解な用語だけを選び出して解説したものという意味は認められない. 実際、例えば、カマラシーラは、師シャーンタラクシタの浩瀚な論理学書『タットヴァサングラハ』(Tattvasaṃgraha)や中観綱要書『中観荘厳論』(Madhyamakālaṃkāra)にパンジカーを著しているが、それは、両著作の難解な章や箇所のみを取り上げて部分的に註釈したものではなく、両著作の全体に渡る詳しい解説となっている. それ故、『二巻本訳語釈』が『翻訳名義大集』のパンジカーであるからといって、後者の難解な用語のみを抜き出して註釈したものである根拠は何処にもない. むしろ、

^{86 『}二巻本訳語釈』石川校訂本 p. 9; 民族出版社本 p. 74 参照.

『タットヴァサングラハ』や『中観荘厳論』に対するパンジカーの用例を見る限り、『翻訳名義大集』全体の註釈と見た方が妥当とさえ言えるのであり、そのことは、奥書きの末尾に、「欽命により定められた諸々の難解な用語が最初から最後まで(thog thag)解説された」という記述にも示唆されている.ここで「難解な用語」とは、恐らくは、仏教用語全般を指し、それは、「月」や「太陽」等の非仏教用語に比べて難解といっているのであり、諸々の仏教用語の中のうち特に難解な用語を含意しているわけではないのである.

以上は、現行の『二巻本訳語釈』に見られる sgra sbyor の語釈であるが、タポ 写本に見られる旧『二巻本訳語釈』では、これとは全く別の語釈が見出される.

skad kyi mying sngon gtand la phab pa dang mying du btags pa theg pa chen chung ngu gi gzhung dang/ <u>sgra sbyor</u> du bshad pa「[仏教] 用語の訳語で以前に決択されたものと訳語が付けられたものを、大乗と小乗の典籍と[サンスクリット] 語に結びつけたもの(sgra sbyor)として解説したもの」(タポ写本 1b1)

ここでは、現行の『二巻本訳語釈』のように、pañjikā と vyutpatti を結び付けたものが sgra sbyor であるという解釈は見出されない。 sgra sbyor の sgra は、この文脈では、恐らくは、サンスクリット語を指し、仏教用語のチベット語訳語を、仏典とサンスクリット語に結び付けたものが sgra sbyor であると説かれている。端的には、<チベット語訳語をサンスクリット語原語に結び付けたもの>、即ち、梵蔵対照用語集が、 sgra sbyor の意味と見なされていた.この場合、この sgra sbyor という語は「語の適用」を意味する śabda-prayoga 等のサンスクリット語の訳語として用いられていた可能性がある⁸⁷.そして、この語釈を見る限り、旧『二巻本訳語釈』の段階では、それはまだ大集の難語釈とは見なされていなかったのかもしれない.このように、 sgra sbyor の語義については、新旧の『二巻本訳語釈』自体に解釈の変遷が見られ、これを如何に翻訳するのかということは至難の技である.本稿では、既存の『二巻本訳語釈』という訳語を便宜上踏襲することにするが、この点は検討課題である.

ところで、上述したように、vyuptattiと称される作品は、本来は、サンスクリッ

_

⁸⁷ TS-Index p. 38 参照.

ト語の仏教用語に対してサンスクリット語の語源解説を付けた作品であるはずだったが、しかるに、留意すべきは、現在我々の手元にある Mahā-vyutpatti は、決してそのような語源解説を含んでいないことである。それは単にサンスクリット語とそれに対応するチベット語を列挙しただけの一覧に過ぎない。そのことを我々は如何に解釈するべきであろうか。

一つの有力な解釈として,現行の『翻訳名義大集』(Mahā-vyutpatti, lit. 語源解説 大篇)は、実は未完の作品であるということが考えられる. つまり、当初の予定と しては、単なる梵蔵対照用語集ではなく、『二巻本訳語釈』に見られるように、そ れにサンスクリット語の語源解説を付ける予定であったため, vyuptpatti という名 称が付けられた.しかるに、その後、何らかの理由によりその計画が頓挫して完成 させることができなかったのである. そこでとりあえず, 暫定的に梵蔵対照の諸用 語だけを纏めて一つの作品としたものが現在我々の手元にある『翻訳名義大集』で あると推定される. 実際, 現行の『翻訳名義大集』の諸版本には, 冒頭に帰敬偈が 一文と、末尾に吉祥文が一文付されているだけで、著作の由来を示す序文も奥書も 付属していない. 本来ならば, これは欽定訳語集として,『二巻本訳語釈』に見ら れるように、それが如何なる贊普の勅命によって制定されたものであるのかという ことが明記されて然るべきであるが、その情報は全く示されていない、このことは、 現行の『翻訳名義大集』が、実は、これまで考えられてきたような欽定訳語集では ないことを示唆している88. なぜならば、それが欽命によって制定されたことは、 我々が暗黙のうちにそのように思い込んでいるだけであり, この書物の何処にも記 されていないからである、端的には、『翻訳名義大集』は、欽定訳語集として制定 される予定の下でその編纂が開始されたが、何らかの不測の事態により、結局、完 成されることなく、未完で終ったものである.そこに掲載されている訳語は、上述 の過程を経て贊普の欽命によって定められた欽定訳語であるが、しかし、それを一 つの作品として編纂した現行の『翻訳名義大集』は欽定ではないのである.

(3) zhu chen (大校閲) と skad gsar bcad (欽定新訳語)

zhu chen (大校閲)と skad gsar bcad (欽定新訳語)という語については、本稿で

⁸⁸ このことは, 既に原田 1979b, p. 11 に示唆されている.

も折にふれ言及してきたが、特に後者については諸先学の間にも議論が見られるので、ここでその両用語について、少し解説を加えておきたい。実際、これらは、仏典翻訳事業を考える場合、鍵となる重要な概念の一つである。

まず、「大校閲」という訳語を与えた zhu chen という語であるが、この語には、基本的に二つの意味が認められる.即ち、第一は、翻訳仏典の最終的な校閲ないし校正 (zhu dag) を意味する場合と、第二には、その最終的な校閲を行う翻訳師、即ち、大校閱翻訳師 (zhu chen gyi lo tsā ba) を意味する場合の二つである89.

この大校閲及びそれを行う大校閲翻訳師が何時頃成立したのかということについては、実ははっきりしたことは分かっていない。確実に言えるのは、この『二巻本訳語釈』の序文に、「仏典大校閲院(dharma zhu chen 'tshal ba'i grwa)」という語が見出されるのが、その最も早い用例の一つであることである。これはティデ・ソンツェン王の治世下の814年に記されたものであるので、同王の時代には、既に仏典大校閲院という組織が存在しており、大校閲翻訳師により大校閲が遂行されていたことは疑う余地がない。

他方、その前のティソン・デツェン王の時代に編纂された旧『二巻本訳語釈』には、この「大校閲」が見出されず、その代わりに、「翻訳師(lo tsā ba)」という用語が使用されていたので、同書が編纂された 783 年にはまだこの大校閲の制度と大校閲翻訳師は成立していなかったと推定される。それ故、端的には、大校閲は、783年から 814年の間に成立したことになる。旧『二巻本訳語釈』の段階でも、既に、翻訳院と仏典翻訳師院の区別が立てられているので、この「翻訳師(lo tsā ba)」という用語は、単なる翻訳者ではなく、より高位の地位にあったものと考えられる。それに対して、後代、特に「大校閲翻訳師」という呼称を付ける流儀が起こったのであろう。仏典翻訳は、既にティソン・デツェン王の時代から始まっており、『二巻本訳語釈』の序文にもその時代に属する一連の軌範師と翻訳師の名前が列挙されていたが、その中には大校閲翻訳師の肩書を有する人物は見出されない。また彼らが仏典を大校閲したという記述も確認されない90。それ故、現在知られている資料

^{89 『}蔵漢大辞典』p. 2394 には、そのうちの後者の用例しか示されていないが、zhu chen bgyis pa (大校閲を行う)という用例が確認されるので、前者の意味も確かに認められる.

⁹⁰ 原田 1985, pp. 423-427 では、ティソン・デツェン王の時代の翻訳作品について論じられているが、同氏によれば、ティソン・デツェン王の時代の翻訳師により翻訳されたと確証できる作品は殆ど確認されず、大部分は九世紀前半以降の訳である。ちなみに、ティソン・デツェン王の時代

による限り、この大校閲や大校閲翻訳師という制度や役職は、仏統会議と同様に、 ティソン・デツェン王の時代ではなく、ティデ・ソンツェン王の時代に成立したと 考えられる. 但し、ティソン・デツェン王の時代に成立していた可能性も皆無では ないので、この点は検討課題である.

この大校閲と密接に関係しているのが、もう一つのキーワードとなる「欽定新訳語($skad\ gsar\ bcad$)」である.この $skad\ gsar\ bcad$ という語については、これまで 先学により多々論じられてきたが 91 、その際、その語の由来を明らかにすることな く論じられてきたため、徒に議論が紛糾することになった.しかるにこの用語は、明らかに『二巻本訳語釈』の奥書きに見られる以下の文章から取られたものである ことをまず最初に指摘しておく必要がある.

skad gsar gyi ming sngon ma thogs pa dang/ gtan la ma phab pa la/ mkhas pa rnams 'tshogs te ming du btags shing gtan la phab ste/ lha btsan po Khri lde srong btsan gyis bskul nas bkas bcad de mi bcos par bzhag pa rdzogs so// // (石川校訂本 p. 127.15-18; 民族出版社本 p. 205.2-6; ナルタン古写本 79b6-80a2)

「新しい [仏教] 用語の訳語 (skad gsar gyi ming) で以前に未出であるものと決択されていなかったものに対して、諸学者が集まり訳語を与え決択して、神贊普ティデ・ソンツェンが請願し<u>欽命によって定めて (bkas bcad de)</u>, 改変されないようにしたもの (=本書) が完成した.」

つまり、「新しい [仏教] 用語の訳語を欽命により定めたもの (skad gsar gyi ming bkas bcad pa)」が、skad gsar bcad の原義である。skad gsar bcad の bcad という語には、bkas bcad pa の意味はないと論ずる者も見られるが、それは、この語の由来

の翻訳師として名が挙げられているチェ・キドゥクによる文法学の小品 $gNas\ brgyad\ chen\ po'i\ rtsa\ ba\ (P5836/ D4350)$ の翻訳が一点大蔵経に収録されているが、その奥書を見る限り、彼には、特に、zhu chen 等の肩書は付されていない、参考までに訳跋を引いておく:Ce khyi 'brug gis Byā ka ra ṇa'i skad mdo tsam zhig bsgyur ba gNad brgyad po'i rtsa ba rdzogs so// (D 165a4f.) 原田はこれをチェの翻訳ではなく、著作としているが(原田 1985、p. 426)、この奥書きを見る限り、翻訳である。他にも、バ・ティシェルサンシ、別名、バ・ペルヤン(sBa dPal dbyangs)には、 $gCes\ pa\ bsdus\ pa'i\ 'phrin\ yig\ (D4355/P5842)\ という書簡が残されているが、その奥書には、btsun\ pa\ dPal\ dbyangs\ と記されている以外に他の称号は見られない。彼には、ring\ lugs(仏統)という称号が知られているが、彼が大校閲翻訳師であったかは定かでない。$

⁹¹ 特に, skad gsar bcad という語の解釈を巡っては,山口瑞鳳と原田覚の間に論争がある.山口の所論は,山口 1978, p. 17; 1979, p. 16f.; 1985, p. 59f.,原田の所論は,原田 1979, p. 51f.; 1982, p. 615 を参照.

を無視した議論であり、この文脈では bkas bcad pa の意味で捉えなければならない. それ故、この語は、「欽定新訳語」と翻訳されるべきである. そして、skad gsar bcad という用語がこの奥書きから取られたものであるならば、それは、単に、欽定新訳語を指すのみならず、そのような新しい仏教用語の訳語を欽命により定めたものであるところの『二巻本訳語釈』それ自体をも含意していると考えられる. 即ち、skad gsar bcad により翻訳仏典を決択するというのは、『二巻本訳語釈』において欽命により定められた統一的翻訳規則と新訳語に則って翻訳仏典を決択すること、より端的には、『二巻本訳語釈』に則って決択することを意味する. 今は、便宜上、skad gsar bcad には、「欽定新訳語」という訳語を当てておくが、それが『二巻本訳語釈』それ自体をも含意していることを考えるならば、「欽定新訳語集」という訳語を与えるべきかもしれない.

以上,この skad gsar bcad という用語は,『二巻本訳語釈』の奥書きから取られたものと考証したが,問題は,ティソン・デツェン王の時代に編纂された『二巻本訳語釈』の旧版において,この skad gsar bcad が成立していたか否かということである.残念ながら,この旧『二巻本訳語釈』の奥書きは見つかっておらず,その点について確認することは出来ない.ただ,後代,チベットでは,「三種類の skad gsar bcad (skad gsar bcad rnam pa gsum)」という表現が起こったとされった。そのうちの最初の二つは,新旧二種類の『二巻本訳語釈』を含意しているものと推定されるので,それが史実を反映しているのであれば,旧『二巻本訳語釈』において欽定された訳語や,さらには,旧『二巻本訳語釈』それ自体もまた,skad gsar bcad として認める必要がある.実際,skad gsar bcad が含意しているところの欽命により定められた統一的翻訳規則と訳語は,既にこの旧『二巻本訳語釈』において成立しているのであり,ティソン・デツェン王の時代に編纂された『二巻本訳語釈』は,その改訂版であることを考えるならば,skad gsar bcad は,既にティソン・デツェン王の時代に編纂された『二巻本訳語釈』は,その時代に編纂された旧版において成立していたと見なすべきかと思われる.それ故,以下のような二種類の skad gsar bcad を立てることが出来る.

- 1. 第一の skad gsar bcad = 旧『二巻本訳語釈』(783 年制定)
- 2. 第二の skad gsar bcad = 新『二巻本訳語釈』(814 年制定)

129

^{92 『}蔵漢大辞典』p. 109; 『トゥンカル大辞典』p. 215f.参照.

但し、現存の翻訳仏典は、原則的に、ティソン・デツェン王の時代に制定された skad gsar bcad ではなく、ティデ・ソンツェン王の時代に改訂された skad gsar bcad に則って決択されたものと推定されるので、その意味では、事実上、skad gsar bcad とは、ティデ・ソンツェン王の時代に編纂された『二巻本訳語釈』を含意すると考えるべきかもしれない。実際、この旧『二巻本訳語釈』のテキストは、ラダックのスピティという辺境地域に断簡として残されているだけで、その完全な形が現在に伝わっていないことを鑑みるに、それは現行の『二巻本訳語釈』により完全に取って代わられたと考えられる。その意味で、skad gsar bcad は、ティソン・デツェン王の時代に始めて制定されたが、それはティデ・ソンツェン王により編纂された改訂版に完全に吸収され、それ以降は、現行の『二巻本訳語釈』を含意するようになったと解釈すべきかと思われる。この点は検討課題である。

さらに問題は、この欽定新訳語が、大校閲に如何に関わっているのかということであり、端的には、大校閲が欽定新訳語を前提とするのか否か、欽定新訳語が制定される以前に既に大校閲が成立していたか否かという点が検討課題となる.

これについては、史書には解説が見られないので、奥書き等の用例から推測するより他ない。例えば、欽定新訳語により校訂されたことを示す用例として、以下のような奥書きがある。

rGya gar gyi mkhan po Dzi na mi tra dang/ Dā na shī la dang/ zhu chen gyi lo tstsha ba ban de Ye shes sdes bsgyur cing zhus te/ skad gsar chad kyis kyang bcos nas gtan la phab pa// [D49, 270a4-5]

「(1)インドの親教師ジナミトラとダーナシーラと大校閲翻訳師大徳イェシェデにより翻訳され校閲され, (2) 欽定新訳語によっても (kyang) 修正され決択されたもの」

これは『大宝積経』第五会の訳跋であるが、skad gsar bcad という語が入っているものは基本的にこれとほぼ同じ形式で記されている⁹³.この記述は、二つの部分に分けられ、前半部分では、大校閲翻訳師により翻訳され校閲されたことを示し、後半部分では、欽定新訳語によっても修正されたことが示されている。これは、明らかにこのテキストが 814 年以前に大校閲翻訳師イェシェデ等により一度翻訳・校

_

⁹³ kyang という語がない例も見られるが、大部分はこの形式である.

閲され、814年以降に欽定新訳語に基づき再度新たに修正が加えられた上で決択されたものであることを示しているが、ここで、第一の部分、即ち、<大校閲翻訳師により校閲されたこと>を以て、「大校閲」の意味とすることが一つの可能性として考えられる.この解釈では、大校閲は、814年以前に既に成立しており、必ずしも、欽定新訳語により校訂されることを含意しない.

しかし、他方において、『二巻本訳語釈』の成立と軌を一にして、欽定新訳語に 則り翻訳ないし修正を加えて欽定翻訳として決択することを以て「大校閲」と称す ることが起こり、イェシェデ等の翻訳師に対して、後から「大校閲翻訳師」という 称号を与えたこともまた一つの可能性として考えられるのである。その場合、大校 閲翻訳師イェシェデが翻訳し校閲したという記述は、欽定新訳語の制定以前にイェ シェデが既に大校閲翻訳師であったことを必ずしも含意しない。実際、大校閲翻訳 師が校閲するから大校閲というのは、定義が循環することになるので、具体的に大 校閲が何を意味するのか明確でないことにもなる。

このように大校閲と欽定新訳語の関係については、二つの異なる解釈を提示することが出来るが、ただ確実に言えるのは、少なくても、『二巻本訳語釈』の制定以降は、全ての翻訳は、原則的に欽定新訳語に則って翻訳され、大校閲翻訳師により最終的な校閲を受けたことで、「大校閲完了(zhu chen bgyis pa)」と見なされたことである。そして、それ以前の旧訳は、同じく大校閲翻訳師により、欽定新訳語により校訂され決択されたが、それもまた、「大校閲完了」とされる。その意味で、大校閲は欽定新訳語を前提とすると言うことは誤りではない。この場合、大校閲とは、<大校閲翻訳師が欽定新訳語に則り最終的な校訂を行うこと>と規定される。

なおこの大校閲に関しては、『賢者喜宴』に興味深い記述が見られるので、紹介しておこう。同書によれば、翻訳師は、高位 (rab)・中位 ('bring)・下位 (tha ma)の三つの階級に分けられ、大校閲が許されるのは、そのうち高位の翻訳師のみであると云う⁹⁴.

「ヴァイローチャナ (Bai ro tsa na, Vairocana), デンマ・ツェマン (IDan ma rtse mang), カチェ (カシュミール人)・アーナンダ (Kha che \bar{A} nanta, \bar{A} nanda) とで〈老年の三人(rgan gsum)〉の翻訳師, ニャク・ジュニャーニャクマ

-

⁹⁴ この箇所は, 既に羽田野 1983, p. 307f.; 原田 2012, p. 82, n. 8 にも紹介されている.

ーラ (gNyags dznya na ku ma ra, Jñānakumāra), クン・ルイワンポ ('Khon klu'i dbang po), マ・リンチェンチョク (rMa rin chen mchog) とで〈中年の三人 (bar pa gsum) >, カワ・ペルツェク (Ka ba dpal brtsegs), チョクロ・ルイギェルツェン (Cog ro klu'i rgyal mtshan), シャン・イェシェデ (Zhang ye shes sde) とで〈若年の三人 (gzhon gsum) >で, [合計] 九人の高位の翻訳師 (lo tsā ba rab dgu) と,後に108人が完全に出揃い,高位 (rab)・中位 ('bring)・下位 (tha ma)の三つに分けられて,高位の者により大校閲 (zhus chen)が、中位の者により中間の校閲 (bar zhus)が、下位の者により下訳 (mchan bu'i lo tsā ba⁹⁵)がなされたと云われている (... skad).」(『賢者喜宴』 p. 402.16-21)

この文章は、吐蕃期における翻訳事情を考える上で、極めて興味深い内容を含むが、伝聞を示す skad という語が付されているところから、如何なる典拠に基づくものか不明であり、どの程度信憑性があるのか慎重な検討が必要である。実際、もしこの記述が妥当であれば、このうちの老年の三人は恐らくはティソン・デツェン王の時代に属するので%、彼らが本当に大校閲翻訳師であったならば、大校閲及び大校閲翻訳師は、ティソン・デツェン王の時代に成立していたことになるが、それは史実と見なし難いことは前述した通りである。また、ここには九人の大校閲翻訳師が列挙されているが、実際には、法成等、それ以外にも大校閲翻訳師の肩書を有する人物は見出されるので、この記述を全て鵜呑みにすることは出来ない。

ただ、旧『二巻本訳語釈』の序文には、密教経論の翻訳を行うことを許された翻訳師として、「高位の通達者(mkhas pa rab)」(タポ写本 1ab)という表現が見出されることは注目に値する。同書では「大校閲」という用語は使用されていないが、翻訳者に「高位」等の位階を付けることは既にティソン・デツェン王の時代に起こっていたのかもしれない。ただ何れにせよ、現状この記述以外に、ティソン・デツェン王の時代に大校閲翻訳師が存在することを示す確固たる証左は見出されない

⁹⁵ mchan bu とは語義的には傍註を指すが、傍註の翻訳では意味が通じないので、この文脈では、下訳の作成を以て mchan bu'i lo tsā ba と表していると解しておく.

⁵⁶ 少なくても、シャーンタラクシタの通訳を務めたと云われるアーナンダは、『二巻本訳語釈』の序文からティソン・デツェン王の時代の翻訳師であることは疑いない.しかし、実際には、彼の翻訳したテキストは残されておらず、通訳以外に翻訳を行ったのか定かではない.原田 1985, p. 426f.参照.

ので、前述した通り、大校閲及び大校閲翻訳師は、ティデ・ソンツェン王の時代に おいて成立したと解釈しておきたい.

(4)『二巻本訳語釈』と『翻訳名義大集』の成立過程

最後に、『二巻本訳語釈』と『翻訳名義大集』の成立過程について考察しておこう。『二巻本訳語釈』とは異なり、『翻訳名義大集』(大集)の序文や奥書きには、編纂事情に関する記述は全く見出されないので、その成立については殆ど不明の状態である。現状出来ることは、『二巻本訳語釈』(中集)の関係でその編纂事情を推測することだけである。前述したように、両著作の成立については以下の四つの解釈が提示されている。

- 1. 大集と中集は共に 814 年に編纂が開始され, その後, ティツク・デツェン王の時代に成立したとする解釈 (Tucci 1950; 香川 1958)
- 2. 中集は,814年に成立し,大集は,その少し前に成立したとする解釈(山口 1978,1979)
- 3. 中集は,814年に成立したが,大集は,同年,編纂が開始され,その後, ティツク・デツェン王の時代に成立したとする解釈 (原田 1979ab)
- 4. 大集は、中集に先行して編纂が開始され、その後、増補がなされていったが、何時頃成立したかは定かではないとする解釈(羽田野 1985)

この問題を解決に導く一つの鍵は、『二巻本訳語釈』の序文に言及されている目録 (dkar chag) を何に同定するかということである.これについては、既に、それを、『二巻本訳語釈』それ自体に同定する原田の解釈(原田 1979b)と、『翻訳名義大集』に同定する山口の解釈(山口 1979) の二つが提示されている.問題は、この「目録」が、『二巻本訳語釈』の旧版の序文にも見出されることであり、パンルン・リンポチェは、これを大集に結びつける解釈を提示している⁹⁷.この目録であるが、新旧二つの『二巻本訳語釈』の両方の文脈から、この目録は、欽命によって定められた仏教用語の目録であることは疑いない.そして、前述したように、この用語集は、仏典翻訳の進展と共に、新規用語が逐次増補されていったものであるので、783年と814年に欽命により定められた新旧二つの『二巻本訳語釈』それ自体

-

⁹⁷ Panglung 1994, p. 5, n. 18 参照.

ではなく、それとは別の用語集に比定する必要がある。その場合、現状、これを大集を結びつける解釈が最も穏当な解釈であると思われる。それ故、この目録は『翻訳名義大集』を指し、それは『二巻本訳語釈』の前に成立していたと解釈しておきたい。実際、『二巻本訳語釈』は大集の難語釈とされるので、大集がそれ以前に成立していたことは疑いないところである。

但し、これを九千以上もの用語を収録する現行の『翻訳名義大集』と見なすことは妥当ではない。『二巻本訳語釈』の序文に示唆されているように、大集は新規用語が逐次増補されていったものであるので、その時点で全てが成立していたわけではなく、編纂途中であったと考えるのが妥当である。それ故、ここで言及されている「目録」は、現行の形の『翻訳名義大集』ではなく、その『翻訳名義大集』の元本(祖型/プロトタイプ)を指すものと解釈しておく。

『翻訳名義大集』をそのように捉えることは、前述した通り、『翻訳名義大集』は、vyutpatti(語源解説)という書名の通り、本来は、単なる梵蔵対照用語集ではなく、語源解説を含むものとして編纂される予定であったが、それが未完に終り、現在あるような用語集として編纂されたということが背景としてある。『二巻本訳語釈』の序文に言及された「用語目録」もまた、現行の『翻訳名義大集』ではなく、あくまで、その元本を指しているのであり、『二巻本訳語釈』序文に編者として挙げられた一連の人物は、その元本の編者である。無論、『翻訳名義大集』の編纂の進行とともに、当然のことながら、そのメンバーに入れ替わりがあったであろうし、その中には、ここには言及されていないカワ・ペルツェクやチョクロ・ルイギェルツェン等も入っていたものと推定される。

このように、大集を新旧二つの『二巻本訳語釈』に言及された用語目録に結びつけた場合、大集は、旧『二巻本訳語釈』の序文に既に言及されているので、783年には既にその祖型が成立していたことになる。それ故、大集の編纂開始は783年以前に遡ることになる。問題は、これが何時まで遡るのかという点であるが、チベット初の仏教教団が成立した779年以前にまで遡ることが出来るのか定かではない。それ故、779年から783年の間というのが一つの可能性として考えられる。ただ、旧『二巻本訳語釈』の序文には、「ご先祖の時代(yab myes kyi sku ring)」に既に『宝雲経』や『入楞伽経』が翻訳されており、その翻訳の仕方に従って翻訳するよう規定する項目があるので、それを考慮に入れるならば、大集の編纂は、ティソン・

デツェン王以前にまで遡る可能性も出てくる98.この点は検討課題である.

以上の考察から導出される『二巻本訳語釈』(中集) と『翻訳名義大集』(大集) の成立過程は以下の通りである.

- 1.783 年に、ティソン・デツェン王の欽命により旧中集が制定されたが、 それ以前から既に大集の編纂が始まっていた。その後、仏典翻訳作業の 進展に従い、新規用語が大集に追加され、増広していった。
- 2.814年に、ティデ・ソンツェン王の欽命により旧中集の改訂版である新中集が編纂された、大集への増補は、その後も継続していった。
- 3. その後, 或る時, 大集は, 不測の事態により, 本来付されるべき vyutpatti (語源解説) を欠いた不完全な形で, 単なる梵蔵対照用語集として編纂 された. それが何時頃に誰の手によって編纂されたのかは定かではない.

この大集は、『二巻本訳語釈』の奥書きでは、『二巻本訳語釈』の註釈対象として 捉えられていた。そのことが、『二巻本訳語釈』の旧版においても言えるのか否か は、同書の奥書きが得られない現状、定かではない。今後、タポ写本に続き、同様 の『二巻本訳語釈』の旧版の写本が発見されるならば、これまで闇に包まれて来た 吐蕃期の翻訳事情について、さらに新たな光が当てられることになろう。

結語

以上、吐蕃王朝の仏典翻訳事業について、『二巻本訳語釈』を主資料として、『翻訳名義大集』と併せて検討したが、断簡とは言え、『二巻本訳語釈』の旧版に当たるタポ写本の発見のお陰で、これまで闇に包まれてきた吐蕃期の仏典翻訳事業の内実について、かなり具体的な事実が明らかになってきた。即ち、仏典翻訳は、仏教をチベットの国教として定めたティソン・デツェン王(在位754-797年)の時代より以前から既に開始されていたが、その仏典翻訳が国家事業として本格的に始動したのは、ティソン・デツェン王の時代であり、チベット初の仏教教団成立の契機となった「試みの六人」の受戒とサム工崇仏誓約詔勅の発布がなされた779年の僅か四年後の783年には、早くも、統一的翻訳規則と訳語を欽命によって定めた『二巻本訳語釈』(旧版)が編纂され、統一的仏典翻訳の基礎が打ち立てられた。これを本訳語釈』(旧版)が編纂され、統一的仏典翻訳の基礎が打ち立てられた。これを

⁹⁸ この点について, Scherrer-Schaub 2002, pp. 281f., 292-300, 327 参照.

契機として、仏典翻訳が単なる個人的な営為ではなく、国家事業として確立され、 以後、全ての仏典翻訳は、王朝により管理されることになった。そのための組織作 りも同時に開始され、翻訳院や講説院の下位組織のほかに、仏教界の首脳に当たる 仏統が任命され、また、上位組織として仏典翻訳師院が創設された。

この仏典翻訳事業は、続く、ティデ・ソンツェン王(在位 798-815)の時代にも、引き継がれ、着実な成果を結実されることになった。814年に、『二巻本訳語釈』が改訂され、統一的翻訳規則にさらに細則が加えられた。さらに、ティソン・デツェン王の時代に既に成立していた翻訳院や講説院のほかに、複数の常任の仏統からなる仏統会議が組織され、仏典翻訳師院が仏典大校閲院として改組された。そして、その仏典翻訳事業は、さらに次のティツク・デツェン王(在位 815-841)に引き継がれていくことになる。これら三代に渡る贊普の時代に、『デンカルマ目録』に収録された740点余ほどにも上る仏典の大部分が訳出された。

この吐蕃期の仏典翻訳事業の成果を象徴するものが、『デンカルマ目録』等の大蔵経目録である。『デンカルマ目録』の編纂については、前述した通り、諸先学により議論の蓄積がなされて来たが、『パンタンマ目録』の公開とともに、その見直しが必要となってきている。その件については、稿を改めて論ずることにしたい。

文献表

略号

- D デルゲ版大蔵経目録番号(東北目録番号)
- DTH Jacque Bact, F. W. Thomas, Ch. Toussaint, *Documents de Touen-houang relatifs à l'histoire du Tibet*. Paris. 1940-46.
- P 北京版大蔵経目録番号(大谷目録番号)
- TS-Index Shoko Watanabe, Glossary of the Tattvasaṅgrahapañjikā Tibetan-Sanskrit-Japanese Part I —. 『インド古典研究』(Acta Indologica) 5, 1985.
- Y デンカルマ目録番号(番号は、芳村 1950 による.)

辞典・目録類

『古語辞典』 rNam rgyal tshe ring, *Bod yig brda rnying tshig mdzod*. Krung go'i bod rig pa dpe skrun khang, 2001.

- 『人名辞典』 *Gangs can mkhas grub rim byon ming mdzod.* Comp. Ku zhul grags pa 'byung gnas/ rGyal ba blo bzang mkhas grub, mTsho sngon mi rigs par khang, 1992.
- 『蔵漢大辞典』 Bod rgya tshig mdzod chen mo. 2 vols., Mi rigs dpe skrun khang, 1993.
- 『トゥンカル大辞典』 Dung dkar tshig mdzod chen mo. Ed. Dung dkar blo bzang 'phrin las. Krung go'i bod rig pa dpe skrun khang, 2002.
- 『デプン古籍目録』 'Bras spungs dgon du bzhugs su gsol ba'i dpe rnying dkar chag. Ed. dPal brtsegs bod yig dpe rnying zhib 'jug khang, 2 vols., Mi rigs dpe skrung khang, 2004.
- 『文法学辞典』 Kashinath Vasudev Abhyankar/ J. M. Shukla, A Dictionary of Sanskrit Grammar. 1st ed., 1961, reprint, 1986, Baroda.
- 『梵英辞典』 Varman Shivaram Apte, *The Practical Sanskrit-English Dictionary*. Reprint, Kyoto: Rinsen Book Company, 1986.

チベット語文献

『賢者喜宴』

dPal dpa' bo gtsug lag phreng ba, *Chos 'byung mkhas pa'i dga' ston*. 2 vols.. Varanasi: Vajra Vidya Library, 2003.

『青冊』

'Gos lo tsā ba gZhon nu dpal, *Deb ther sngon po.* 2 vols.. Varanasi: Vajra Vidya Library, 2003.

『デンカルマ目録』 芳村 1950 を見よ.

『二巻本訳語釈』

- 1. 石川校訂本(石川 1990 を見よ.)
- 2. 民族出版社本: sGra sbyor bam po gnyis pa. In: dKar chag 'Phang dang ma/sGra sbyor bam po gnyis pa. Mi rigs dpe skrun khang, 2003, pp. 69-205.
- 3. ナルタン古写本(表題・序文の一部・奥書きの部分のみ): 民族出版社本の 表紙・裏表紙・口絵に掲載された写本影印.
- 4. Penpa 校訂本 (Penpa 2011 を見よ.)

『パクサム・ジョンサン史』

Sum pa ye shes dpal 'byor, *Chos 'byung dpag bsam ljon bzang*. Kan su'u mi rigs dpe skrun khang, 1992.

『バシェ』

sBad bzhed. In: *dBa' bzhed bzhugs so*. Bod ljongs bod yig dpe rnying dpe skrun khang, 2010, pp. 59-157.

『パンタンマ目録』

dKar chag 'Phang thang ma. In: dKar chag 'Phang dang ma/ sGra sbyor bam po gnyis pa. M rigs dpe skrun khang, 2003, pp. 1-67.

『プトゥン仏教史』

Bu ston rin chen grub, *Bu ston chos 'byung*. Ed. rDo rje rgyal po, Krong go'i bod kyi shes rig dpe skrun khang, 1988.

『翻訳名義大集』

榊亮三郎編著,『梵蔵漢和四譯對校・翻訳名義大集』,二巻,再版:国書刊行会, 1965.

参考文献

石川美恵

- 1990 『A Critical Edition of the *sGra sbyor bam po gnyis pa*: An Old and Basic Commentary on the *Mahāvyutpatti*. 二巻本訳語釈』,東洋文庫.
- 1993 『二巻本訳語釈 和訳と注解 —』,東洋文庫.
- 1994 「『二巻本訳語釈』の諸問題 (1) 引用典籍について —」『印仏研』43-1, pp. 194-197.
- 2006 「西蔵博物館所蔵『sGra sbyor bam po gnyis pa』について」『印仏研』55-1, pp. 34-38.

上山大峻

1967 「大蕃国大徳三蔵法師沙門法成の研究(上)」『東方学報』38, pp. 133-198.

1990 『敦煌仏教の研究』, 法蔵館.

香川孝雄

1958 「Mahāvyutpatti の成立事情」『印仏研』7-1, pp. 160-161.

川越英真

2005a 『dKar chag 'Phags thangs ma』, 仙台:東北インド・チベット研究会.

2005b 「『パンタン目録』の研究」『日本西蔵学会々報』51, pp. 115-131.

佐藤長

1959 『古代チベット史研究』下巻, 同朋舎.

竺沙雅章

1982 『中国仏教社会史研究』, 同朋舎.

西沢史仁

2011 西沢史仁,『チベット仏教論理学の形成と展開 — 認識手段論の歴史的変遷を中心として — 』,全四巻,東京大学,2011.(国立国会図書館 請求記号: UT51-2012-M586:東京大学文学部図書館 請求記号:2011:III:7:4).

羽田野伯猷

1983 「チベット流伝前期の王室仏教備考 — 勅裁小品 Vyutpatti と目録デンカルマをめぐって」『チベット・インド学集成 第一巻チベット篇 I.』法蔵館, 1986, pp. 216-238. (初出:『中川善教博士頌徳記念論集 仏教と文化』)

原田覚

1979a 「"sGra sbyor bam po gñis pa"考」『印仏研』27-2, pp. 50-53.

1979b 「"Mahāvyutpatti"の成立事情」『日本西蔵学会々報』25, pp. 10-12.

1982a 「吐蕃王国訳経史」『東洋学術研究』21-2, pp. 29-41.

1982b 「IDan dkar ma 目録考」『仏教教理の研究 田村芳朗博士還暦記念論集』,春秋 社, pp. 607-617.

1982c 「Sad mi drug 出家考」『Saṃbhāṣā』 4, pp. 1-28

1985 「吐蕃訳経史」『講座敦煌 6 敦煌胡語文献』(山口瑞鳳編), pp. 419-448.

2004 「ラトナラクシタ考」『印仏研』53-1, pp. 154-160.

2005 「ダルマターシーラ考」『印仏研』54-1, pp. 68-75.

2012 「吐蕃の大校閲翻訳師」『印仏研』60-2, pp. 75-82.

酒井紫朗

1955 「飜訳名義大集の難語釈 Pañjikā-madhyavyut-patti について」『密教文化』 29•30, pp. 1-10.

山口瑞鳳

1975 「Rin lugs rBa dPal dbyans」『平川彰博士還暦記念論集 仏教における法の研

究』, 春秋社, pp. 541-664.

1978 「吐蕃王国仏教史年代考」『成田山仏教研究所紀要』3, pp. 1-52.

1979 「『二巻本訳語釈』研究」『成田山仏教研究所紀要』4, pp. 1-24.

芳村修基

1950 「デンカルマ目録の研究」, 龍谷大学東方聖典研究会. (『インド大乗仏教思想研究』, 百華苑, 1974, pp. 99-199.)

1958 「初期チベット仏教における翻訳形成」『印仏研』6-2, pp. 194-197.

Ferrari, Alfosa

"Arthaviniścaya." Atti della Reale. Accademie d'Italia, Memorie della Classe di Scienze Morale e Storiche, series 7, Vol. 4, fasc. 13, pp. 535-625.

Ishihama, Yumiko/Fukuda, Yoichi

1989 A New Critical Edition of the Mahāvyutpatti: Sanskrit-Tibetan-Mongolian Dictionary of Buddhist Terminology. The Toyo Bunko.

Panglung Jampa L.

"New Fragments of the sGra-sbyor bam po gñis pa." *East and West* (IsMEO) 44-1, pp. 161-172.

Penpa Dorjee (Ed.)

2011 Madhyavyutpattih: Compiled by the Indian Pandits and Tibetan Translators in the 9th Century AD. Sarnath, Varanasi: Central University of Tibetan Studies.

Richardson, H. E.

1985 A Corpus of Early Tibetan Inscriptions. Royal Asiatic Society.

Roerich, George N.

1949 The Blue Annals. 1st ed. Calcutta, 1949, reprint, Delhi, 1995.

Scherrer-Schaub, Cristina A.

"Enacting Words. A Diplomatic Analysis of the Imperial Decrees (*bkas bcad*) and their Application in the sGra sbyor bam po gñis pa Tradition." *JIABS* 25, 1-2, pp. 263-340.

Simonsson, Nils

"Untersuchung des Sgra sbyor bam po gnyis pa." In: Indo-tibetische Studien I.

Uppsala, pp. 238-280.

Tucci, G.

1950 The Tombs of the Tibetan Kings. Serie Oriental Roma 1, 1950.

1958 Minor Buddhist Text part 2. 1st ed., Roma, 1st Indian ed., Delhi, 1986.

Uray, Géza

"Contributions to the Date of the Vyutpatti-Treatises." *Acta Orientalia Academiae Scientiarum Hungaricae* 43-1, pp. 3-21.